

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

8番。

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖であります。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思っております。

今一般質問での課題は3つであります。順次、発言通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1の課題は、コロナ感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が21都道府県、宣言に準じたまん延防止等重点措置が12県に発せられ、感染者数は昨日現在で、全国で160万5,662人に達しております。そして、死者は1万6,562人ということであります。加えて、政府の自宅療養方針により、自宅での死亡が頻発する深刻な事態となっております。県内でも感染が全域に広がり、昨日

現在で感染者1,722人、死亡が26人という深刻さを表しております。こういった中で、政府は、本日、今日午後にも19都道府県で9月までの緊急事態宣言の延長を発表するという状況を伝えているところであります。こういった中で、早急にこのコロナに対する対策を強化する必要があるというふうに考えているところであります。そこで、具体的に幾つか提案をし、町の考えをお聞きしたいと思っております。

第1番目は、「原則自宅療養」ではなく、陽性者の治療を基本に、今後に備えて病床確保・医師をはじめ人材確保など医療体制の充実を国・県に強く求めていただきたいという点であります。

2つ目は、PCR検査は何度でも無償でできるよう、また、家庭感染が子どもにも拡大する可能性があることから、学校や保育園での抗原簡易キットの活用やPCR検査の態勢を整え、実施すること。

3つ目に、コロナ対策のための国の交付金（地方創生交付金）の追加交付や新たな交付金を強く求めること。

そして、4つ目に、2回目の持続化給付金・家賃支給を国に求め、事業困難となっている事業所支援給付金や低所得者支援給付金を国・県に求めること。

そして、5つ目に、コロナによる需要低下によって米価暴落が予想されており、国が責任を持って買い上げ、離農・耕作放棄を出さない施策を国に強めること。

以上5つの点について町のお考え、そして今後の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、高齢者世帯の積雪期でのごみ出しについて伺います。

この課題は、昨年12月定例議会で取り上げ、答弁として「実態を把握し、できることから取り組みたい」との答弁をいただいたところであります。そこで、改めて伺います。その後の具体的な取組はどうかされたのでしょうか。高齢化は進行しており、年々その重要性は増していると考えるところであります。町として具体的な検討を行い、そして、具体的には、これは広域行政で行っている事業でもありますので、広域行政組合への提言を行っていただきたいと考えます。所見をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、3つ目の課題として、グリーンフィル小坂株式会社の一般廃棄物最終処分場への東日本大震災由来の放射能汚染一般廃棄物焼却灰の搬入から10年が経過をいたしました。現在、その最終処分場の拡張計画が進められているところでありますが、これまでの経過と進行中の拡張計画及び拡張後に関わって伺いたいと思っております。

まず、第1点目は、これまでの経過の中で、特に、昨年、米代川の清流と命を守る流域連絡会の皆さんが独自に様々な調査を行ってありますけれども、その中での処分場の処理水が大谷地川を経て小坂川に流入する放水路の沈殿砂礫収集調査で検出されたセシウム134をどう受け止めているのか所見を伺いたい。そして、これまでの説明では、この134の検出に矛盾があると考えるところでありますけれども、所見をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、最終処分場からの処理水の放流経路がなかなか判然としていないと、小坂川への放流に至る実態の公表と、小坂製錬の関連も含めた環境に配慮した適切な整備を求めるべきではないかと考えますけれども、所見をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、6月23日の議会全員協議会で示された「放射性物質対応見直し」についてであります。この件は、環境審議会に諮問され、了承が得られたとのことでありまして、特に焼却灰濃度の測定について、搬出元、搬入先どちらか一方で1か月1回から3か月に1回に変更するとの見直し策はあまりにも企業としての責任放棄と、これを認める行政の無責任さを指摘せざるを得ないと考えますけれども、いかがでしょうか。

そして、4点目、昨今のこれまでに経験のない気象現象による異常事態などに本当に耐える立地条件や設備なのか、抜本的な検討が必要と考えますけれども、認識をお聞かせいただきたいと思います。

以上、答弁をいただき、その後に改めて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） それでは、8番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、コロナ感染症対策についてのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染に対する不安の解消及び無症状感染者による感染拡大防止を図ることを目的として、感染拡大地域等へ仕事や冠婚葬祭などの理由により一時的に滞在した方などでPCR検査を希望される方を対象に、小坂町診療所に委託し、PCR検査助成事業を実施しております。検査費用のうち2万5,300円を町が、3,300円を本人がそれぞれ負担し、5月の事業開始から8月まで、7の方が検査を受けております。

助成額は1人1回までとしておりますが、全国的に感染拡大している状況下であり、ワクチン接種を終えて症状がない方が感染しているケースもあるほか、年末年始にかけて人流が

増加すると予想されることなどから、助成回数制限を撤廃し、小坂町診療所医師の判断により必要に応じて検査できるよう改める考えであります。なお、本人の一部負担金については、検査対象が自己理由によるものであり、これまでどおりご負担していただきたいと考えております。

小・中学校と小坂 MARIA 園には、9月中旬以降に国から1箱10回分ずつの抗原簡易キットが届くことになっておりますが、教職員が使用することを基本に想定されております。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変調を来した場合は、速やかに帰宅させ、医療機関を受診することを原則としております。その上で、医療機関を直ちに受診できなかった場合等においてキットの使用を想定しております。

児童生徒についても同様の対応で、小学校4年生以上の本人及び保護者の同意を得て使用することを想定しております。また、検査については、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うこととされております。

議員から求められた医療体制の拡充、さらなる交付金の交付や低所得者支援等給付金、離農・耕作放棄対策など、町としても同じ思いでおりますので、秋田県町村会等を通じて、国・県に対してしっかり要望してまいりたいと思います。議員からもお力添えを賜りますようお願いいたします。

次に、高齢者世帯の積雪期でのごみ出しについて、昨年度ご質問されたその後の具体的な取組状況のお尋ねであります。

高齢化がさらに進んでいく中で、家庭ごみを指定された集積所に運ぶことが困難な状況になる世帯が増えていくことは予想をしております。そのため、家庭ごみの出し方については、地域での支え合い活動や道路脇に集め置きする場合のように、ごみ集積所に搬入後、収集車による回収までの集積ごみの管理が重要になってくるものと考えております。

さて、高齢者世帯の積雪期でのごみ出しについてでございますが、町民課職員が令和3年1月開催の小坂町自治会総連絡協議会に出席し、ごみ出しの状況について説明を行い、要望がある場合には町民課に申し出ていただくようお願いしておりました。積雪期に限ったことではなく、1年を通して家庭のごみ出し状況に関して、自治会からは「高齢で集積所まで遠いため運ぶのが大変である」、「集積所を新たに設置してほしい」、「集積所を移動してほしい」といった内容で、具体的な設置場所についても意見・要望をいただきました。

町では、これらの意見・要望を確認した上で鹿角広域行政組合へ届けており、組合では、集積所の新設や移動に関し、ごみ収集車が通行可能な道路であるかどうか、また、通り抜けできない場所では車両の方向転換が可能であるか等を確認し、設置可能かを判断しているとのことでありました。ちなみに今年度は、集積所の新規設置が3か所、移設を1か所行っていると考えております。

これからも、ごみ集積所につきましては、自治会で要望がある場合には、自治会で意見をとりまとめていただいた上で、鹿角広域行政組合と連携して、地域の意向に沿った場所となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、グリーンフィル小坂処分場にかかわってのお尋ねであります。

1点目の小坂川に流入する放水路の調査で検出されたセシウム134をどう受けとめているかであります。

初めに、環境省が実施している水環境における放射性物質のモニタリング調査におきましては、河川の底質におけるセシウム134及びセシウム137の検出下限値を1kg当たり10ベクレルと設定しております。環境省で令和元年度に実施した底質調査における検出下限値は、セシウム134が0.79から3.3ベクレル、セシウム137は0.67から3.5ベクレルでありました。この調査結果では、いずれも検出はありませんでした。

一方、昨年、米代川の清流と命を守る流域連絡会が行いました小坂川の沈殿砂礫収集調査では、検出下限値はセシウム134が1kg当たり0.08から0.5ベクレルと設定され、検出されております。

また、町では、平成30年からグリーンフィル小坂と共同で小坂川の底質調査を、環境省で実施している水環境における放射性物質のモニタリング調査の手法に従い、小坂川の実態に合った方法で測定サンプルの採取及び分析を行っております。採取地点は、グリーンフィル小坂の処理水を小坂川へ放流している地点から約800m上流の川通り付近と、放流地点の約100m下流の御成橋付近の2か所でございます。

測定結果について、セシウム134については各年とも不検出でありました。セシウム137については、平成30年は放流地点の上流側で1.2ベクレル、下流側で2.8ベクレル、令和元年は上流側で不検出、下流側で5.8ベクレル、令和2年は上流側で5.7ベクレル、下流側で不検出となっております。

以上のことから、町実施の小坂川底質調査において、グリーンフィル小坂の処理水を小坂川へ放流している地点の上流側でセシウム137が検出されており、グリーンフィル小坂の処

処理水以外の何らかの要因による影響があるものと考えております。

なお、公共水域の基準は、セシウム134が1 kg当たり60ベクレル、セシウム137が1 kg当たり90ベクレルとされておりますので、基準に照らし合わせますと、これらの基準を大きく下回っていることから、安全であることが確認されております。

2点目の最終処分場からの処理水の放流経路の公表及び整備についてであります。

グリーンフィル小坂の処理水の放流経路については、平成28年11月に、私のほか、当時の副町長、町民課職員3人が視察を行い、グリーンフィル小坂及び小坂製錬の社員から現地において説明を受けております。グリーンフィル小坂の処理水は、小坂製錬大谷地処理場を経由して小坂製錬総合清澄池へ導入され、沈降等最終的な浄化处理等を行った後に総合清澄池から小坂川へ放流されており、処理施設は適切な整備を行っていることを確認しております。

3点目の焼却灰等に含まれる放射性物質への対応方針の見直しについてであります。

今年6月の議会全員協議会において内容を説明させていただきましたが、7月20日に小坂町環境審議会を開催し、グリーンフィル小坂の焼却灰等に含まれる放射性物質への対応方針の見直しについて協議をしていただいております。

委員からは、「空間放射線量及び水質調査結果等の数値に過大な上昇が見られる場合には速やかに町に報告すること」や、「排出元の放射性セシウム濃度について異常が認められた場合は、3か月に1回の測定回数にこだわらず測定すること」などのご意見がございました。

また、欠席された委員からは、「これまでの排出元と受入側による放射性物質濃度測定結果に多少の差は見られるが、焼却灰という組成が均一でないものが測定対象であることから、両者の測定結果に多少の差が生じるのはやむを得ないと思われること」、「グリーンフィル小坂で平成25年以降に受け入れた焼却灰の放射性物質濃度の最大値は平成26年の1 kg当たり1,620ベクレルであり、グリーンフィル小坂の受入基準である4,000ベクレルに対して十分に低いことから、今後も受入基準を超える可能性は極めて低いと考えられること」、さらに、「測定の実施頻度については、排出元及びグリーンフィル小坂での運搬トラック1台ごとの線量計測が継続実施されることから、1か月に1回から3か月に1回に減らしても問題ないと思われること」などのご意見を文書でいただいております。

町では、環境審議会委員のご意見や、令和2年度の受入実績において1 kg当たり1,000ベクレル前後となっており、グリーンフィル小坂の受入基準である4,000ベクレルに対して十分低い数値であることから、今回の対応方針の見直しについては問題がないと判断したものと

でございます。

また、グリーンフィル小坂及び秋田県が実施している放流水や空間放射線量の測定のほか、町でもグリーンフィル小坂の処理水及び大谷地川と小坂川の河川水の放射性物質の測定を3か所で継続して実施するほか、グリーンフィル小坂最終処分場と処分場境界及び町内6か所の空間放射線量の測定を毎月定期的に行い、いずれも異状はなく安全であることを確認しており、今後も継続してまいります。

4点目の最終処分場の拡張計画に伴う立地条件や設備の検証についてであります。

初めに、グリーンフィル小坂では、最終処分場の拡張計画に関する環境影響評価を平成31年4月から実施しております。環境影響評価では、専門家に確認しながら方法書の作成や、町内の環境に影響がないかの現地調査を行っているとのことでもあります。また、令和元年7月に住民説明会を開催し、拡張事業計画及び環境影響評価方法書の概要について説明されております。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中に2回目の住民説明会が予定されており、環境影響評価において問題がないことが確認されますと、秋田県との事前協議が行われます。その後に、施設の設置許可申請を行い、令和5年中に建設工事が進められ、令和8年に供用開始を予定したいとのごです。

さて、グリーンフィル小坂最終処分場の拡張計画に伴う立地条件や設備の検証についてでございますが、町では、町内の環境への影響や設備の構造上問題がないか、また、処分場の堅牢さが十分であるかなどについて、県から指導をいただきながら検証していきたいと考えております。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 答弁いただきましたので、改めて質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

町政報告をいただきました。当町でのワクチン接種率は、65歳以上で92.7%、12歳から64歳が88.2%、全体で90.4%、そういう意味で、予想を上回る高率であったということがありました。しかし、それでも10%の方が何らかの理由で未接種であるという状況であります。未接種の町民の中でも、実は接種をしたかったが事情でできなかったと、今後できれば接種したいという方もいらっしゃる、そういう状況について、こういった方へのフォローと

いうものは検討されているのかどうか、まずそこから伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） お答えさせていただきます。

現在、小坂町に供給されておりますワクチン、8箱供給されておりますが、9月25日をもってまずおおむね終了、ということで現在進めております。その際に、ワクチンが余剰分ということで180バイアル、つまり、6人接種回数分取れますので、1,080回分のワクチンを現在鹿角市に融通するように協議を進めております。そのワクチンを融通する際に、市のほうにお願いしまして、鹿角市の集団接種が9月26日に終了しますので、10月以降につきましては、鹿角市での医療機関での個別接種に切り替えるという形でお話を伺っております。仮に、今後、町民の方で接種を希望される方がいらっしゃる場合には、鹿角市のほうの接種のほうに加えていただくということで現在、鹿角市のほうにお願いをしている段階でございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） お話によりますと、今後は鹿角市のほうでということになる。鹿角市では何か所でやっているかちょっと分かりませんが、いずれ、そうなると、手続としてはあれですか、まず、町民は、接種したいという場合は、町に相談をするということになるわけなのか、そして、町がどこの病院という形で連絡を取ってという形になるのか、それとも、高齢者の方は割とかかりつけのお医者さんがいらっしゃるということでもありますから、かかりつけのお医者さんとの関係はどうなるのか、その辺ちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在、鹿角市、それから鹿角市鹿角郡医師会のほうと協議を進めておりまして、その受付の内容につきましては、まず、町の一旦保健センターで受付をすると、それを鹿角市もしくはまた指定された医療機関のほうに情報提供して接種をしていただくという形で進んでいくのではないかなというふうには見込んでございます。ただし、かかりつけ医の方の医療機関で接種が行われればいいのですが、いずれ、今後、やはりワクチンを無駄にしないということもありますので、現在医師会と協議をしまして、何か所かの医療機関で接種をしていくという形に絞ったほうが無駄にならないのではないかなというご意見もございましたので、今月中にはそういった方向が出せるのではないかなというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） いずれ、そういう形で鹿角市との協議が成り立ったところで、やり方について、町としてやっぱり広報するということになるのだと思いますが、ぜひそれは周知ができるように、そしてまた、希望される方が漏れなく今後とも接種できるような体制をぜひとっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、本来、医療施設への入院治療とすべき患者が自宅療養とならざるを得ない問題に関わってありますが、県内での状況、大館保健所管内での状況、感染者数とその中での重症者数、中度そして軽度の感染者数など、本来入院治療とすべきものが自宅療養などとなっている実態について、県や保健所などで把握されているのでしょうか。そして、そういう状況については、町への情報提供というのはあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在、昨日現在でございますが、県内での自宅療養者に関してはゼロ人という形に聞いてございます。ただ、保健所管内、8か所保健所管内でございますが、その内訳につきましては情報がございません。

それから、町の感染者が仮に発生した場合で、どちらのほうに入所あるいは入院されたというふうな情報提供も現在はございません。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 自宅療養の問題では、まず、医療体制により自宅療養とならざるを得ない事態があってはならない、基本的に、ということだと思います。原則自宅療養ではなく、陽性者の治療を基本に対応できる病床確保、医師をはじめ人材確保など医療体制の拡充が絶対に必要な課題であるというふうに考えているわけではありますが、この点について、県及び国との連携等についてはどういう状況になっているのかを、状況をお知らせください。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 県のほうでは、県北、県南にそれぞれ療養型、宿泊の療養型施設を増設するというので、知事のほうから先月公表されてございます。その関連予算につきましても、県議会のほうに9月補正という形で計上されているというふうに伺っております。

具体的な協議の場というのは、現在のところございませんが、いずれ、年に1回程度あります鹿角、それから大館地区の医療協議会等々によりまして、そういった集まりの中でいろんな情報を共有してまいりたいと。それから、要望についても、事務レベルではございますが、そういった場を通して要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

改めて伺いますけれども、いわゆるPCR検査等々の問題で、国が特に学校等での検査キットを配布したと、これは町に届いていると、今後それはできるという体制ができた、これは非常に重要なことだと思いますので、具体的な対策をぜひお願いしたいと思いますが、そこで、発生情報等の問題であります。

今、この情報が発信されているのは、保健所管内単位でしか発表されていないと。毎日の発表の中で、例えば大館保健所管内だとか、秋田保健所管内とか、いろいろあります。そのたびに、今の状況を見ると、この町はどうなのかということをよく聞かれます。数字が増えるたびに、あるいは保健所の状況が伝わるたびに、この町はどうなっているのか、大丈夫なのか、感染はないのか、そういった心配をされている方が非常にやっぱり多いわけでありませう。

この情報の発信の仕方について、個人情報のいろんな問題とかあるということではありますが、やっぱり保健所管内ではなくて、市町村単位での情報があっていいのではないかと、町民はそれを非常に求めております。ところが、一方で、今、SNSとかでの情報の中で、真偽性を疑うような情報もまたいっぱい出ているわけで、あれを見ると、小坂町のどこの誰々がどうなって、誰々まで言えないけれども、どこの職場の人が感染したとか、その人は小坂町に住んでいないからどうのこうのとか、そういう情報がいっぱいある意味出ているわけがあります。これは、やっぱりあまりいい状況ではないと思います。行政がやはり責任を持って情報についてしっかりと、町民の情報について伝えるということの責任があるのではないかと、そういう点で、今の情報の出し方について、町として県や国に対して市町村単位の情報を出すような形での働きかけはできないのか、この辺について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） ご提言ありがとうございます。

県では、感染者情報につきましては、個人あるいは発生した場所等を特定されないように、これを特定することによって誹謗中傷や差別につながるという配慮から、保健所単位での発表としております。ある意味、各保健所が所管する地域というのは、その地域での生活圏とほぼイコールだというふうに考えております。町も、同様の考え方から、県と同様の対応をしているところであります。

ただ、議員がおっしゃられるように、市町村単位での発表を求めるという声は町にも届いております。議員からも今、提案があったことにつきましては、町のほうから県にも伝えていきたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今の話、私、この間、相当数の方にこの問題について伺いました。ほとんどの方が、やっぱり町の情報を知りたいというふうに言っております。それは非常に大事なことで、安心・安全のためにも、あるいは疑心暗鬼にならないためにもそういう情報についてきちっと市町村単位で発表できるような対策をぜひお願いをしたいと思います。

この問題の最後になりますけれども、最近の状況によれば、例えば、秋田県の基幹産業である農業の問題、作況状況は昨年並みあるいはちょっと低いぐらい。ところが、問題は、このコロナのために米価が相当やっぱり下がるのではないかとされておりまして、あきたこまちで2,000円から2,500円、60kg当たり昨年から落ちるといった情報もあるわけでありまして、これは非常に大変なことでありまして、収穫期を目前とする中で、急速な具体的な対策は必要だろうと、国に対してしっかりと下支えの体制をとっていただくようなことを強く求める必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 農業新聞等またはテレビ等で米価の関係は承知しておるところです。町村会等を通じまして、県・国にはその点は働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、強力な働きかけをお願いしたいと思います。

次の課題に移りたいと思います。

高齢者世帯の積雪期でのごみ出しについてであります。昨年から今年についての取組の状況、そしてまた具体的な状況があった場合については、自治会等を通じて、というお話を伺いました。そういうことはますます必要になってくるのだらうと思いますが、そこで改めて伺いますけれども、先日の議会全員協議会で、過疎地域持続発展計画の策定について明らかにさせていただきました。その柱に、暮らしやすい地域づくりという課題を掲げているわけでありまして。その中で、暮らしやすい地域づくりの中で、具体的な取組として、テレワークの環境づくりや木質バイオマス利用施設の盛り込み、こういう新しい施策を掲げているわ

けですが、そういった施策と比較すれば、ずっと地味な施策でありますけれども、過疎高齢化が進む地域住民にとっては、日々の暮らしを支える施策、ここに目配りがますます必要になってくるのだろうというふうに私は思います。そういう点で、特に長くつらい積雪期の高齢者の暮らしを支えるという一つの施策としてのごみ出しの改善、これはやはりぜひ取り組んでいただきたい施策だろうと思います。

自立・自助ということが国の方針でありますけれども、それだけではなくて、やはり公共として暮らしを支える施策、行政として暮らしを支える施策、もう一歩具体的な足を踏み出していきたい。そういう点で、最近よく見かけるのでありますけれども、例えば、鹿角市毛馬内の国道沿いで、家庭ごみを網にかけて保存いたしておる、そしてそれを収集しているという、そういうやり方をしています。これは、集積所ではないのです。道路脇に網をかけて出していると。それは、集積しているのです。そういうやり方をしている。これは、一つの工夫だろうと思います。特に、積雪についてだけそういう、いわゆる収集車が通るルートにおける集積所以外の集積も可能にしているという、そういう一つの例だと思っておりますけれども、こういった形での、言ってみれば収集車が通る道でなければできない施策でありますけれども、通るところであれば、そういう工夫を冬の間だけでもやるとか、そういう工夫ができるのではないかと、そういう意味で、もう少し町民からの意見も伺いながら改善をしていただきたいというふうに思います。

そして、その集積場所以外での集積方法等も含めた具体的な検討を町としてやっていただいた上で、先ほど言ったように、全体でやるからには、これは広域行政との連携がなければできないわけでありますので、施策提起をぜひするというような対策を取ることが可能ではないかというふうに思うわけですが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） ごみの集積所につきましては、今、議員からおっしゃられたとおり、高齢化が進む中で大変となっていくしますので、自治会から要望を上げていただき、担当で現地を確認した上で、鹿角広域行政組合と連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、今後ともできるだけ、先ほど言った暮らしやすい地域づくりを具体的にするための取組について、1つとして検討をお願いをしたいということを申し上げて、この問題については終わりたいと思います。

最後に、グリーンフィル小坂の一般廃棄物処理場問題についての質問であります、関係

する資料を議長に許可をお願いして配付したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

〔資料配付〕

○8番（鹿兒島 巖君） これから質問いたします内容についての資料を今、議長の許可を得て配付をさせていただいておりますので、手元に届きましたらご覧いただきたいと思いますが、いわゆる大震災、10年前であります。

当時の役場は、尾樽部の旧庁舎でありました。3月11日午後2時46分、今でも覚えておりますけれども、大変な激震が走りました。議会では、予算特別委員会の最中でありました。私は、揺れが止まるまで柱にしがみついていたことを覚えております。あれから10年が経過し、庁舎も議場も変わりました。あの震災から何を学び、どう防災や復興が取り組まれてきたのか、この10年を検証することが必要と考えていたわけであります。

そんな折、7月初め、記録的な豪雨による熱海市での盛土の崩壊事故がありました。その地形的や盛土の状況が、私にはグリーンフィルと重なって衝撃を受けました。

もう一つ、7月末に、新聞記事で、「道の駅で販売の蜂蜜放射性物質基準超え 福島・浪江」、こういう記事を見ました。内容は、浪江町の道の駅などで販売されている蜂蜜から、地元保健所の検査で食品衛生法で定められた基準1kg当たり100ベクレルを超える130から160ベクレルのセシウムを検出したという記事であります。事故から10年が経過をしている状況の中でこういう記事が出る、前段、少し長くなりましたけれども、質問に入りたいと思います。

この関連する資料をただいま配付をいただきました。まず、1ページ目、ご覧いただきたいと思いますが、これは、流域連絡会が開催した集会の案内のチラシで、集会では、連絡会の栗山京三代表、秋田大学教育文化学部の高村竜平准教授、そして、廃棄物処分問題の全国ネットワークの藤原寿和共同代表から報告と問題提起がありまして、その後、参加者からの発言を行ったわけではありますが、そのご案内のチラシ。次のページは、連絡会が10年間に取り組んできた概略、現時点での課題をまとめた一覧資料であります。そして、3ページ目から、今回の質問に直接関わる資料となっております。

写真の上段2枚は、川底の砂礫を収集しているところで、中段の2枚は検体採取用のゼオライト用の容器、これはペットボトルにゼオライトを詰めまして、それを川底に沈め、1か月間沈めて、そこに何が吸着するかを知ることのできる装置でありますけれども、その設置

をする状況を撮ったものであります。そして、一番下の2枚は、セシウムの収集のための容器の設置状況、ペットボトルが写っているわけでありまして。こういう状況で、川底の砂礫に蓄積する物質の調査を行ったわけでありまして。

4ページ目が、処理場から処理水が流れるルート、そして小坂川への流入口及び検体の採取地点を示す地図を用意いたしました。

4枚目から、採取検体の分析を依頼した一般社団法人農民連食品分析センターからいただいた分析結果を表す成績表であります。4枚目が、川底の土、いわゆる川底の砂礫の分析結果、セシウム137が4.8ベクレル、134が0.3ベクレル、計5.1ベクレルの検出となっている、その調査票であります。5枚目が、ゼオライトを入れた容器を1か月間埋設し、セシウム等の吸着を試みた検体の分析結果で、この結果では、セシウム137が10.3ベクレル、134が0.6ベクレル、計10.9ベクレルとなっております。そして、6枚目が、小坂川御成橋付近の川底のコケの分析結果で、セシウム137、134ともに砂礫よりコケのほうが多く検出されたと、こういう結果を表しております。

この調査結果で、先ほど申しました疑問というのは何かといいますと、まず疑問に思ったのが、1点目にお聞きした問題、セシウム137は、半減期が30年と言われておりますから、10年経過の中で出てくることは分かっているわけでありまして、問題は134であります。これは、半減期が2年と言われております。正確には2.1年ということ、2年と1か月が半減期になっているということでありまして、この2年と1か月で半分になっていく、そういうセシウム134が今もなお検出されるというのはなぜか、どうしてなのだということがどうしても疑問に残りました。そういう意味では、先ほどの答弁ではなかなか納得できません。科学的に、恐らく、当時、10年前にあったものも134、10年前にあったものであれば、今言ったように半減期がどんどん削っていく、それは、2.1年しかない半減期のものが10年たつて出るはずがないのです。それがなぜ出るのかということについての科学的な説明がされていない、そこにまず疑問を持ったわけです。

ということは、相変わらず、少しずつであるけれども134が出ているということであれば、先ほど言ったような調査結果にはならないということでありまして。この点について、改めて分かるようにご説明願いたい。134がなぜ今出ているのか、その根拠についてどうふうにかえればいいのか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） セシウム134についてでございますが、例えばです、10年前に1

kg当たり10ベクレル検出されたといいたします。2年後、セシウム134の半減期が約2年でありますので、2年後には5ベクレル、4年後には2.5ベクレル、そして、6年後には1.2ベクレル、8年後に0.6ベクレル、10年後には0.3ベクレルと考えることができますので、今回、米代川の清流と命を守る流域連絡会において検査した結果検出されておりますが、検出下限値を下げたことによって検出されたものと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 考えられることは、当初のベクレルが非常に高かったということです。相当高いものではないと出ないということです、今の話だと。その点がまずやっぱり、そういう意味では、あそこにどのぐらいの濃さのものが入ったかということをやっぱり調査する必要があるのではないかということになってくるわけですよ。ところが、それがされていない状況の中で現在に来てると、いろんな問題点、疑問点の基はそこなのです。どういった濃度のものがあそこに埋められたのかと調査していないからこういう結果になる、出てきた結果についていろんな疑心暗鬼が出るということ、このことについて、やっぱりどう考えるかということなのです。

確かに、当初、あそこに本来放っちゃいけない、調べちゃいけないというのは、国の指導でそうなったわけでありますが、私たちは、調査をしてくれということを要望しました。議会でも要望しました。町もそれを受けて、国に対して働きかけをしたけれども、国はそれを許さなかったのですよ。そういうことの中で、今言ったようなおかしな話が出てくると、やっぱり元を断たなきゃいけないということをよく言うけれども、これも一つの例だろうというふうに私は受け止めております。

そういう中で、いろいろ経過がありますけれども、2つ目の問題点として、今言ったことが1つ。それから、もう一つ、先ほど言った調書の中で、コケの問題言いましたでしょう。川底のコケを取ったと。コケは、そういうのは蓄積するのですよ。いわゆる食物連鎖で言うと、そのコケを食べる動物がいるわけでしょう。ね。昆虫だとか。米代川ではアユですよ。私たちは、そういう調査までしたかったけれども、お金がなくてできなかった。米代川にアユ釣りに来る、そのアユは何を食べているかという、コケを食べている。そのコケに何があるかといったら、ここにあるように、調査をするとセシウムが出てくるのですよ。そういう食物連鎖の中での問題点、さっき、一番最初に言った浪江での蜂蜜の問題、結局、除染されていない森の中の草花の蜜を取った蜂からセシウムが出た。食物連鎖でしょう。こういうことが小坂川で起こっているということについて、非常に私は心配しています。

確かに、取ったレベルは非常に低いかもしれない。いわゆる国が言う安全基準からすれば非常に低いレベルかもしれないけれども、しかし、人工的なものでなければ出ないようなやっぱりセシウムが出てしまうという問題について、私は、安心・安全のまちづくりの中で放っておけない課題だろうというふうに思って質問をしているわけであります。

そういう点で、改めて、そういうことを踏まえた上で、3点目の質問、放射性物質対応見直しについて質問したいと思います。

これまで、一通り質問してきましたけれども、先ほど言った見直しの方向変更、例えば、検査をどちらか一方であればいいということで本当にいいのかどうなのか。もう一つ、せっかく1か月に一遍きちっとやっていたものを逆に3か月に一遍にしてしまうことはいいのかどうなのか、安心・安全のために、やっぱりその辺の、例えば調査の方法をどちらか一方でなくて、どちらか一方というのは、非常にある意味無責任です。どちらかであればいい、そうじゃなくて双方できちっとやっていく、そういう行政の姿勢ということが必要ではないのかというふうに思います。

この問題について、先ほどの答弁では、行政としての責任放棄だということを指摘せざるを得ないということを申し上げておきたいと思います。さらに、あそこの立地条件等々の問題、そして昨今の気象状況の問題、経験のない災害の増大の危険性、これの認識はやはりしっかりとしていかないと、今まで大丈夫だったから大丈夫だ、あるいは、今の基準でいけば絶対大丈夫だということで本当にいいのかどうなのか、これは、これからの町民の命と暮らしを守る上でしっかりと踏まえるべき課題だろうというふうに思います。この点を指摘しますけれども、町長、私の申し上げたことについてどのようにお考えなのか、それをお聞きして、質問を終わりたいと思います。お聞かせください。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、8番議員から質問ありました。まだまだ自分も理解していない部分もあり、勉強させてもらった部分もあります。

今後につきましては、今賜ったことにつきましては、いろんな形でまず理解をしながら、企業のほうにも話をしながら、改善できるものは改善していただけるように、町としても取り組んでまいりたいと思います。

○8番（鹿兒島 巖君） 以上です。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 次に、6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

6番。

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） 議長、すみません、上着を脱いで発言してもよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） はい。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

改めて、おはようございます。

ただいまの鹿兒島議員の質問、私も鹿角広域行政組合でゴミ焼却場の中で焼却灰を出してきた当局の人間として、すごく強い思いがあったのを聞いて、少し体の中が熱くなったので、上着を脱いで発言したいと思います。

6番、秋元英俊、議長からの発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今年の6月定例会開催中に、秋田県では梅雨入り宣言をし、7月16日に梅雨明けをしました。小坂町においても、例年のない猛暑が続き、黙っていても汗が噴き出す大変な気候に見舞われました。そんな中、7月には、小坂町役場では違う意味での汗が噴き出たのではないのでしょうか。

それは、ぶり返すようではありますが、元職員による消防団及び青い羽根募金における公金及び事務の不正処理で免職の処分とした事例であります。そのことについての管理監督者としての職員に対する処分として、懲罰委員会での処分対象表にて判断したと思いますが、町民課長に減給10分の1を5か月、前町民課長に同じく3か月など、大変厳しい処分内容であったと思っております。それだけ、公金を扱う者としての重責、そして公人としての責務の欠如が物語っていることからの処分であると認識するところであります。

平成24年には、当時、監査委員からの指摘で、通帳、印鑑等に対して職員がおおむね管理していることに対して好ましいことではないとしている中で、その管理は課長が行い、支払内容等も確認する旨の発言をしているにもかかわらず、今回の事例が起こったことは、やはり多少なりとも人任せであると考えられますので、十分な管理体制を構築していただきたいと思っております。

しかしながら、このことによって、町役場の職員に対してのイメージを悪く思わないでいただきたいと思っております。実際、町民課で、私の自治会から出された交通安全施設設置等要望書について迅速に対応しているところでありまして、高齢者に対して福祉課まると支援班による一本杉お元気くらぶでの健康増進や健康相談など、職員の方々の笑顔あふれる優しい対応に公務員としての職務以上の思いやりを覚える次第であります。

今回のことで、職員の方々は個々に萎縮しているところもあると思いますが、これからも町長が掲げる町民目線に立って頑張っていただきたいと思っております。

さて、本題に入りますが、私の質問は、秋田県が制定した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」関連3件、小坂町ふるさと納税について2件、要配慮者利用施設に係る避難確保計画について1件、計6件であります。

まず初めに、発言通告書の発言の要旨1から質問させていただきたいと思えます。

令和3年2月に、警視庁交通課では、発生した交通事故死亡者数の特徴として、自転車に対し、自転車関連交通事故死亡者及び重症者は年々減少傾向にあるが、対自動車事故のうち半数以上を占める出会い頭衝突事故では、自転車側にも約8割に交通違反があるとしています。また、ヘルメット着用率では、小中学生に改善傾向が見受けられますが、高齢者などを含む全体としては低調であるとしております。全国的にも、令和元年の調査から、6分32秒に1件の自転車事故が発生しており、このような状況の中での取組として、自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育、指導、取締りの推進を掲げているところであります。

令和2年、県内の自転車関連交通事故の状況を見ると、相手当事者別自転車乗用車死亡及び重症者数では、対自動車事故数が5,425人、自転車相互では392人、自転車単独では560人、その他で452人、合計6,829人。令和元年と比較すると、783人減少はしておりますが、毎年多くの事故が発生しており、そのうち自転車側に違反があるものが約4割となっております。このように、歩行者と自転車が衝突する事故が多く発生しており、実際に、鹿角市で、平成24年に歩行者を自転車がはね、救急搬送されましたが死亡した事故が発生しております。

また、つい3日前の今月5日、秋田市向浜の湾岸道路で、午前11時頃、ランニング中の男性が後ろからロードレーサータイプの自転車に追突され、頭を強く打ち、意識不明の重体になっている痛ましい事故がありました。このような事故に対して、2008年6月5日の東京地方裁判所の判決で、高校生が歩道から車道を斜めに横断、対向車線に自転車で直進してきた男性会社員と衝突、男性会社員に重大な障害が残り、9,266万円の判決容認額、いわゆる賠償金が言い渡されました。

また、2017年7月4日の神戸地方裁判所の判決で、小学生が自転車で女性に衝突、女性は意識が戻らない状態になり、その判決容認額が9,521万円となるなど、近年、全国的に自転車に関連した交通事故により1億円近くの高額賠償が命じられるケースが社会問題化しています。

秋田県では、全国的に自転車に関連する交通事故が多発していることを受け、交通ルールの遵守、自転車の点検整備、自転車損害賠償責任保険などの加入等で、自転車の安全で適正な利用の促進をし、県民が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を8月1日から施行しているところであります。

この条例は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が道路の交通に関する法令について理解を深め、県、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携・協力して自転車の利用に関わる交通事故の防止を図ることを基本理念とし、自転車利用者に事故防止に関する知識の習得、反射器材など安全装置の取付けなどを求めるほか、来年4月1日からの施行であります。損害賠償責任保険などの加入を義務づけております。内容としては、交通事故の防止と自転車の安全利用の促進に向けて、自転車利用者、自転車を利用する未成年の保護者、高齢者の家族、自転車を利用する事業者、自転車販売店が取り組む責務や義務などが示されております。

条例は、利用者については、道路交通法に関する法令や事故防止のための知識の習得、安全利用に必要な措置の実施、定期的な点検整備などを求め、積雪や凍結など安全な利用に支障が生じる可能性がある状態での利用について考慮を要請しております。また、自転車を利用する未成年者の保護者や高齢者の家族に対しては、乗用ヘルメット着用への助言などを求め、自転車を利用する事業者及び販売店が取り組む責務や義務を示しております。また、来年度から施行が義務づけられている自転車損害賠償責任保険などの加入については、自転車小売販売店に対し、自転車購入者の加入状況の確認と未加入者に対する情報提供が求められているところです。

さて、発言の内容の1としての質問であります。先ほど触れましたが、この条例の基本理念に、県、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携・協力して自転車の利用に関わる交通事故の防止を図るとしてあり、県民は、国・県及び市町村が実施する施策への協力がうたわれていることから、小坂町としては、啓発活動などの施策をどのように考えているのか伺います。

次に、2として、県は、教育の充実として、自転車の安全で適正な利用に関して、学校教

育その他の教育を通して県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるとして、その措置に協力するよう努めていることから、小坂町教育委員会として、この適切な措置としての安全教育等の施策をどのように進めていくのかを伺います。

次に、3として、自転車小売販売店については、自転車購入者等に対する点検整備の方法等の情報提供や保険等への加入状況の確認及び未加入者に対する情報の提供をすることとしている状況で、未加入件数など、町として情報の共有をしていただいて、加入促進啓発活動などをどのように考えているのかを伺います。

以上、秋田県が制定した自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、この関連の3件の質問であります。細越町長が掲げる安心・安全なまちづくり、そして、私が立候補するに当たってのスローガンの一つに、同様なまちづくりを掲げているところからの発信でありますので、よろしく願いいたします。

次に、発言の2として、小坂町ふるさと納税について質問いたします。

皆様ご存じではあると思いますが、このふるさと納税は応援したい自治体へ寄附する仕組みのことであります。自治体に寄附をするに当たっては、寄附金の使い道を選択でき、地域に貢献できることになっていて、さらに、地域の特産物等が寄附の返礼品としてもらえ、寄附金の金額は税金から控除される制度となっております。

小坂町のふるさと納税の推移は、2015年893件、2,800万円、16年度は607件、1,600万円、17年度は下降をたどり、374件、900万円、18年度も同じく900万円で411件、19年度は654件、1,100万円、20年度は1,210件で2,780万円、そして、昨年度が1,210件、1,900万円となっております。

返礼品としての品目は、ホームページで確認するところ、サイトでは65件で、桃豚関連、小坂ワイン関連、十和田湖ひめます関連、アカシアはちみつ、菜種油などや、新たな返礼品として、低濃度オゾン発生器が主なものとなっております。このふるさと納税の納税額や品目の数などは何回か取り上げてきたかと思いますが、私としては初の質問事項でありますので、よろしく願いしたいと思っております。

では、なぜこの質問を上げたかといいますと、今年、新聞紙上で大変話題となった北秋田市のふるさと納税の寄附額が4億9,831万円、件数で2万606件と過去最高となったと報道されました。また、9月議会において、一般会計補正予算案の歳入で、ふるさと納税寄附金に5億円を追加し、総額11億円に増額するとしております。北秋田市では、この要因として、ふるさと納税をPRするサイトを増やしたことや、新型コロナウイルスによる巣ごもり需要

が増えたことで、米を中心に返礼品が注目されたと見ております。

市によりますと、20年度は2つの登録サイトを新たに開設してPRに努めた結果、19年度の納税額2,736万円、1,324件に比較して、金額で18倍、件数も15倍まで増えたとしております。月別では、最も多かった月は12月で7,626件、2億4,013万円、次いで、3月の4,758件、9,353万円で、寄附した人の居住地は首都圏が半数以上いたと発表しております。

この北秋田市のふるさと納税のサイトは、ふるさとチョイス、ANAふるさと納税、楽天ふるさと納税、ふるさとぷらす、ふるなび、計5サイトで展開しております。返礼品目は、肉関連6品目、米・パン関連290品目、加工品27品目、民芸品30点など合わせて560件にもなっております。その中で人気のある返礼品は、寄附金額1万円のあきたこまち、比内地鶏5本セット、1万8,000円の比内地鶏スープセット、北秋田市限定の、寄附金額5,000円で、ハローキティ缶バッジセットや、なるほどと思ったのは、北秋田市広報誌1年分、寄附金額5,000円などあります。小坂町に関して、広報誌は希望者に有償で配布はしておりますが、このような急展開をしている自治体を見ますと、ふるさと納税サイトの増設から見られる自治体のPRの強化で目に入る情報を多くすることや、時節にあわせた品目の開発などが挙げられると思います。

また、大館市は、7月末現在で6億6,000万円で、返礼品を掲載する専門サイトを近く追加する予定で、年内の寄附額を10億円とする目標を立てております。また、返礼品交換はポイント制をとっておりまして、納税額に応じたポイントにより返礼品の選択を行い、もしそのポイントに余剰が生じた場合には次回へと持ち越せるユニークなシステムをとっているなど、小坂町としてもこのようなよい事例を参考にすべきと考えます。

このふるさと納税に関しては、返礼品の発注や発送など事務業務が少ない職員数で頑張っているところであります。マンパワーが必要と思われると思っておりますが、このことを踏まえて、町としても現状の打破を考えているところの施策として、今年度、十和田ふるさとセンター指定管理者に指名した十和田湖西湖岸地域開発合同会社に対して、令和3年度の小坂町ふるさと納税事業の受託を予定していると産業常任委員会の資料に記載していましたが、その後、この事業がどのように展開しているのか、進捗状況を1として伺います。

2として、さきに述べた指定管理者の社員である川又氏は、今年5月31日まで株式会社恋する鹿角カンパニーに所属していて、その業務の中で、鹿角市ふるさと納税受託事業の事業推進責任者として、その能力を発揮され、寄附金額について、2019年度、対前年度比約1億7,000万円アップに貢献した実績があります。このような優秀な人材を有する会社の指定

管理であります。ふるさと納税の受託には、その計画案などがあってこそその受託であると考えますが、その計画等の施策はどのようなものであって、どのように事業を展開しているかを伺います。

次に、要旨の3の要配慮者利用施設に係る避難確保計画についてであります。今年度、文部科学省は、豪雨や台風で浸水や土砂災害のおそれがある区域に立地する学校の調査結果を発表しております。児童生徒らを避難させる計画の作成が義務づけられている公立学校は全国に1万1,175校で、全体の29.9%であったとしております。文科省で初めて実施した調査で、避難計画は浸水で14.9%、土砂災害で21%の学校が作成していなかったことから、全国の教育委員会などに対して、今年度中に計画作成を行うよう要請しています。

文科省では、2019年の台風19号や20年7月の九州豪雨など、近年、学校にも大きな被害が出る水害が相次いでいることを受け、昨年10月1日時点で、全国の公立の幼稚園や小中高を対象に、また、特別支援学校など計3万7,437校を対象に調査しており、発表によると、避難確保計画の作成義務がある学校のうち、洪水や高潮などの浸水想定区域にある学校は7,476校、全体の20.0%、土砂災害警戒区域には4,192校、全体の11.2%の学校があり、両方の区域に当たるのは493校となっております。これらの学校は、市町村が要配慮者利用施設と指定した学校で、避難経路などを示した避難確保計画の作成や計画に基づく避難訓練の実施が法律で義務づけられています。このうち、計画を作成している学校は、浸水で95.1%、土砂災害で79.0%、避難の訓練は、浸水で71.9%、土砂災害で67.6%、2割から3割の学校が未作成や未実施だったことが分かりました。

この調査では、県内377校が対象で、要配慮者利用施設に指定された学校は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を合わせて91校であり、この指定された学校は、避難確保計画の作成や計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられております。

では、先ほどから言っておりますが、避難確保計画とは何かと申しますと、この計画は、水防法第15条の3第1項の規定により、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならないとしております。また、水防法施行規則に、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定める事項が6項定められており、その事項に沿って避難確保計画が作成されるとしております。

さて、小坂町についてですが、令和2年8月に作成した第11次小坂町地域防災計画の資料

編に、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設として小坂小学校、小坂中学校が指定されていることや、県教育委員会が市町村教育委員会に避難確保計画作成や訓練の実施について通知したことから、その避難確保計画が作成されているかを質問します。

以上、発言の内容 6 件につきまして、発言通告書に基づき質問させていただきました。

なお、答弁の後、不明な点等に対しては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、6 番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6 番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例についてのお尋ねであります。

1 点目の県が制定した自転車条例について、町としての施策をどのように考えているのかであります。

ご存じのとおり、県では、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を令和 3 年 8 月 1 日に施行しました。

自転車は、子どもから大人まで幅広い世代の方に利用される気軽な乗り物であり、通勤や通学、買物など様々な用途に利用されております。一方、県内では毎年多くの自転車事故が発生しており、そのうち自転車側に違反があるものが約 4 割となっているとのことであります。また、自転車側が事故の加害者となり、高額な損害賠償が請求される事例が全国的に発生しております。

町内においては、過去 5 年間の調査で自転車側が加害者となる事故は発生しておりませんが、町としても、自転車の安全で適正な利用を促進するため、県と連携して、秋田県自転車条例の内容について町民へ周知するとともに、特に交通安全運動期間において自転車の交通ルールについても啓発してまいりたいと考えております。

また、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和 4 年 4 月 1 日から義務化となりますので、広報等を通じて周知していきたいと考えております。

3 点目の、自転車小売店との保険等の加入や点検・整備についての連携であります。

自転車小売店には、秋田県自転車条例の内容を掲載しているチラシを置いてもらい、お店に来られた方に自転車の点検・整備や保険について、これまで以上に十分な説明をしていた

だくようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、小坂町ふるさと納税についてのお尋ねであります。

令和3年度のふるさと納税事務一括代行業務の受託先を決めるため、6月24日から7月9日まで企画提案の公募を行い、1件の応募がございました。応募のありました十和田湖西湖南岸地域開発合同会社のプロポーザル審査会を7月20日に開催し、審査の結果、同社を契約相手方に決定し7月30日に業務委託契約を締結、8月1日から業務を開始しております。

町からは、委託の条件として、町が利用しているふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」での寄附受付を前提とした業務遂行が可能であること、寄附の受付、返礼品の発注・配送管理などの事務的要件のほかに、新たな返礼品候補の企画及び選定について町に提案すること、返礼品は、特産品のみならず体験型プランなどの多様な提案を積極的に行うことなどを提示しておりました。

これに対し、業者側からは、既存の返礼品については、キャッチコピー、写真、映像など返礼品の見せ方の洗い直しや高額目玉返礼品の導入により高付加価値化を図ること、頒布会の開催や詰め合わせ返礼品の開発など寄附者ニーズへ対応をすること、リピーターの掘り起こしを行うことなど、同規模の自治体に比べ返礼品の掲載件数が少ないことから、新たな返礼品の掘り起こしやコラボ返礼品の開発にも取り組むことが提案されたほか、康楽館、レールパーク、ホテル宿泊券などに加え、指定管理を受けている十和田ふるさとセンターで事業展開するアクティビティを体験型コンテンツの返礼品として提供することも考えるということでありました。社内には、鹿角市のふるさと納税額を押し上げた実績のある方もおられますので、その手腕を遺憾なく発揮してくれることを期待しております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例についてのお尋ねの中で、2点目の、県が制定した自転車条例について、学校教育としての施策をどのように考えているのかについてであります。

小・中学校では、毎年春に交通安全教室を実施しており、自転車につきましても、点検、

乗り方など指導をしております。また、中学生につきましては、自転車通学を希望する生徒は、自転車小売店など自転車安全整備士の点検を受け、自転車向け保険がついたTSマークを貼ってもらい、ヘルメットを準備し申請することとしております。

このたびの県条例が制定されたのを機に、改めて児童生徒へ指導するとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和4年4月1日から義務化となりますので、児童生徒を通してチラシを配布し、保護者の方へも周知をしていきたいと考えております。

次に、要配慮者利用施設に係る避難確保計画について、小・中学校における洪水時の避難確保計画書の作成に関するお尋ねであります。

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、水防法等の一部を改正する法律が平成29年に施行され、避難確保計画書作成が義務化されました。また、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和3年度までに全ての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としております。

小・中学校につきましては、今年6月に作成しており、小坂川氾濫危険水位発表時や洪水警報、大雨警報が発令された場合、直ちに校内対策本部を設置し対応することとしております。

当町でも平成29年に大堰水路の溢水被害がありましたので、避難訓練の実施を通して、有事の際には計画どおり安全に落ち着いて行動できるようにしていきたいと考えております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 答弁ありがとうございます。大分、思った以上の回答でありましたが、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず、自転車条例についての質問ですが、安全確保という面では十分な対策を取っているのではないかなと思っております。県では、自転車の安全で適正な利用について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、自転車の点検や整備並びに損害賠償責任保険の加入を促進するために、自転車安全確認の日を設けております。それに沿って必要な啓発活動を行っているとしていますが、その自転車安全確認の日を4月15日と設定しております。来年度のことなので、まだ時期尚早ではあると思いますが、小坂町として何らかのアクションを起こすべきと考えますが、副町長、その辺、お考えはあるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） ご提言ありがとうございます。

まだ、具体的にどのように何をするかということは決定しておりませんが、県条例に議員がおっしゃられるように、4月15日、点検の日ということが定められておりますので、それに沿った形で小坂町も何らかのアクションを起こしたいと思います。

また、この日に限らず、春の交通安全運動、秋の交通安全運動期間中、あるいはそれ以外の期間においても、いろいろ機会を見てこれらの啓発活動につなげていきたいというふうに思います。

また、今回議員からこのことを取り上げていただいたことにより、町民に対してもこの条例の周知が図られたものと思いますので、感謝申し上げます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

この日は、県が制定したものでありますので、県としても何かしらのアクションがあるものと考えますので、並行して行っていただければと思います。

自転車損害賠償責任保険については、月々200円未満からの保険料があり、家計に影響を及ぼすまでには至らないと思いますが、加入促進の啓発などぜひ実施していただきたいと思っております。

次に、教育委員会についての再質問であります。質問というより、お願いに近いものがあります。

教育長の答弁にもありましたように、自転車登校をしている生徒がいると思います。川上地区及び七滝地区からの登校は、国道282号線を走行しなければならない状況であると認識しております。同国道の朝の交通量は多く、特にダンプ等の通行が道幅の狭い箇所で行来している現状にあります。夕方、日が落ちてからは暗い状態での走行が余儀なくされているもので、大変危険を伴っております。このことは把握していると思いますが、先週2日のことではありますが、埼玉県川越市の国道16号線で、午前1時と深夜になりますけれども、自転車に乗っていた40から50代と見られる男性が後ろから追い越そうとした大型ダンプに接触され転倒、さらに後続の中型トラックにひかれて、搬送先の病院で死亡が確認されました。このような事故が起きてからでは遅いので、そのことについて、また、私の自治会を通る道路は、S字クランクや直角に曲がる箇所があるのですが、見ていると、中学生や小学生がスピードを出して競争しているかのような走行で走り去る事例が多く見受けられます。一本杉自治会に限らず、高齢者が多く暮らす自治会では、大変危険を感じているところでもあります。

また、さきに述べた平成24年に起きた事故は、歩道を学生が乗っていた自転車が横3列になって走っていたことから起きた事故でありますので、この秋田県の条例を契機に、学校教育での安全指導を強化していただきたいと思っております。

先ほど、教育長がその辺の考え方を答弁していただきましたが、再度、教育長、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） お答えします。

自転車に限らず、子どもたちの交通事故防止には万全を期したいと思っております。その中で、特に自転車については、先ほどのお話があるとおり、加害になるケースも全国的には見られますので、年間を通して安全教育、安全指導、取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

何度も同じようなことを答弁させてしまったことを反省しているところでありますが、今月21日から秋の全国交通安全運動が30日まで実施されます。町では、自転車、バイクの街頭指導を中止するとのことですが、交通安全チラシを全戸配布し、その啓発を行うこととしております。いずれにしろ、町と教育委員会並びに交通安全団体等の協力の下、自転車の安全で適正な利用を促進していただき、私たちが安心して暮らせることができるよう寄与していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税についての再質問ですが、大館市では、新聞紙上に寄附金を使ってほしい項目の、特に指定なしに3,344件、5,871万円、子どもの成長支援に1,630件、2,917万円、秋田犬関係に1,156件、2,051万円等を発表していて、その納税をしていただいた居住地も、東京都2,939件、5,143万円、神奈川県1,134件、1,998万円、大阪府692件、1,172万円と続き、47都道府県全てから寄せられていることを載せております。

小坂町においての12目別寄附金額、件数はどのようになっているかを教えていただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 小坂町の昨年度のふるさと納税の件数、1,210件で、総額は1,887万5,000円でした。これの指定事業別の内訳ですが、1、森林資源の維持、保全及び整備に関する事業に112件で151万円、2、環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業

に80件、152万5,000円、3の循環型社会の構築に関する事業に27件の52万5,000円、4、自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業に13件の18万円、5、住民自治の醸成及びコミュニティの推進に関する事業に37件で52万5,000円、6、観光資源の維持及び整備に関する事業に50件で79万円、7、地域農産物の生産振興に関する事業で78件の135万5,000円、8、教育及び少子化対策に関する事業に192件で98万4,000円、9、伝統文化の伝承及び発展に関する事業に28件で38万円、10、地場産業の振興及び6次産業化の推進に関する事業に20件で30万5,000円、11、安全・安心なまちづくりに関する事業に34件で44万円、残りが指定なしで539件、1,035万6,000円となっております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。このような詳細を町民や対外にも周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。大変分かりやすい説明で、ありがとうございます。

次に、さきに述べた大館市が掲げた目標10億円のように、小坂町としてもその目標を置いての業務の推進を図っていると思いますが、このふるさと納税の目標金額はどのくらいを目標にしているのか伺いたしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 今のところ、具体的な金額の目標は定めておりませんが、一昨年からさとふるサイトを追加したことで、昨年度の実績は、前年に比べると倍近く増加しておりますので、今回、新しく十和田湖西湖岸会社、ご協力いただくこととなりましたので、先ほど、町長の答弁で申し上げましたとおり、新しい返礼品の開発など大変期待しているところでありますので、かなりの増額になるものと思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 目標はしない、しかしながら寄附金が倍増しているような状況と思いますが、できれば目標値を定めながら、その目標に対する、企業ではありませんが、努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、この寄附金は、小坂町では、その収入名目として未来創生基金としております。その基金から充当するに当たって、先ほど言われた12項目ある項目に沿った使い道があると思いますが、私だけの感覚でしょうか、町民にその内訳が伝わっていないように感じております。予算上では、歳入で17款1項寄附金、2目指定寄附金、1節指定寄附金、細目に未来創生基金とあります。歳出では、2款総務費、1項総務管理費、7目基金費、24節積立金、細

節に未来創生基金とあり、基金への積立となっていると思いますが、小坂町未来創生基金条例の第6条、処分では、基金は、設置目的を達成するために、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限りその全部または一部を処分できるとしていることから、その項目に沿った実際の基金からの歳出が、どの項目にどのくらいの金額が充てられたかを教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 申し訳ありません、ただいま詳細な資料を手持ちで来ておりませんので、大体のところでお答え申し上げますが、前々年度の実績に基づきまして、基金を取り崩して、それぞれの該当する事業に対して充当しております。昨年度については、大体、五百何十万円とかという金額だったと記憶しております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） すみません、細かいことを言うようなことでちょっと慌てさせた部分があるのでしょうかけれども、できれば、その基金からの歳出に関しての細目というものを後で細分化されているものを発表できるのであれば教えていただきたいなど、そういうふうに思っております。

次に、寄附者の希望した項目の最後に、その他町長が必要と認める事業とありますが、具体的にはどのような事業で、また、そのような事例が過去にあったかを伺います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） この項目、指定されたことはありませんし、過去にも実績はありません。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。そのような事業がどのような事業か私もちょっと分からなかったもので、質問した次第であります。

次に、要配慮者利用施設に係る避難確保計画についてですが、その計画はもう6月にできているという状況である中で、計画とともに避難訓練の実施も含まれていることは十分理解しているところでしょうから、火災訓練とともにイベント化されたものではなくて、十分な実のある訓練をお願いしたいと思います。

また、訓練に関しては、来年度にはどのような訓練がされて、どのような成果や問題点があったかなど質問するかもしれませんので、十分な検証をお願いいたします。

以上、これまで私の質問に対して真摯に受け答えをしていただきまして、ありがとうございます。

います。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症が、デルタ株を中心に猛威を振るっている現状は、皆さんも熟知していると思います。また、新しいミュー株ならぬウイルスも発見されました。新型コロナウイルスは、鹿角圏域にももう既に入り込んでいる状況かもしれないと思われますので、町としては、8月13日に配布されたような広報こさか臨時号外等でさらなる注意を促していただきたいをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

昼食時間にまだ若干早いようではありますが、一般質問については、午後1時からとしたいと思います。

これより昼食休憩に入らせていただきます。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

◇ 菅原明雅君

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を行います。

5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） 皆さん、こんにちは。5番議員、菅原明雅であります。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に資料を配付させていただきたいと思いますが、議長の許可はいただいていると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、さて、第1は前回に引き続きSDGsに関する質問です。

夏は猛暑で、熱海の土石流災害など、今年も地球温暖化によると思われる気象災害に見舞われました。持続可能な社会をつくるためのSDGsの必要を強く感じた夏でもあります。

一方、私たちの町は鉾山町であるがゆえにエコやリサイクルなどのSDGsに直結する問題に早い時期から取り組んできた町と認識しております。

そこで、エコタウン小坂とSDGsについて質問したいと思います。

まず、この資料でありますけれども、皆さんお渡りでしょうか。まずこの資料であります、「SDGsとエコタウン 持続可能な社会をつくるために」ということで、秋田県小坂町となっておりますが町で制作したものではありません。秋田県金属鉾業研修技術センター、古館の金鉾研のあきたエコタウンセンターで作成したものであります。

皆さんご存じのように、金鉾研には小坂町から1名、秋田県から3名の出向職員がおりますが、県職員3名のうち、実は2名は私の教え子であります。教え子と言っても50を過ぎておりますので今は飲み友達なのですが、環境やリサイクルの問題についてよく話をします。プロである彼らが小坂町はすばらしい取組をしていると、今話題のSDGsに関連する事業に先取りして取り組んできたと、秋田県のトップを走っているエコタウンですとよく言います。小坂町はまさに秋田県のエコタウンのセンター、つまり中心地であるということでもあります。

そして、私はそういう町の取組と教え子の頑張りに誇りを持つと同時に、この頑張りを広く県民、町民に知らしめていただきたい。そして、町民が町の取組に誇りを持つことで町に元気や活力を与えていただきたいと考えています。

SDGsは小坂町にとって追い風です。町のこれまでの取組を整理し、大いにSDGsに積極的に取り組むエコタウン小坂、SDGsに積極的に取り組むエコタウン小坂として、県内外、そして今はSNSで世界に発信できる時代でありますので、大いに発信していただきたい、そういう思いで質問をさせていただきます。

1は、エコタウンとして、これまで町が取り組んできた事業についてご案内願いたい。

次に、その中でこれからの時代を見据え、つまり持続可能な社会をつくるためのSDGsに絡め、さらに町が推進したいと考える事業をお示し願いたい。

そして、3番目として、この資料ですが「SDGsとエコタウン あきたエコセンター」というこの資料は、あきたエコセンターの取組とともにこれまでのエコタウンとしての町の取組をSDGsと絡めよくまとめられていると思います。町民の誇れる内容でもありますので、学校教育ではもとより、広く町民に周知していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

4つ目として、この資料は実は教育旅行、修学旅行用資料でもあります。そこで、鹿角市

と連携し、「過去（縄文遺跡）と未来（あきたエコセンター）を学べるまち―鹿角小坂―」、「過去と未来を学べるまち―鹿角小坂―」というプログラムを作成し、教育文化の充実を図るとともに観光事業につなげていただきたく提案いたしますが、いかがでしょうか。これが大きな1番の質問です。

次に、2として、町の管理する団体会計についてお伺いします。

団体会計は一般会計や特別会計と異なり、我々議員の目に触れない会計であります。町の管理する団体会計は具体的にどのようなもので、どれほどあるものなのか、そのあらまし、概要についてお伺いしたい。

2番目として、町の管理する団体会計の監査方法と不祥事防止策をお示し願いたい。

以上、2点、エコタウン小坂とSDGsについてと町の管理する団体会計について、発言通告書に基づき質問させていただきます。ご答弁をいただいた後、必要があれば再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、5番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、エコタウン小坂とSDGsについてのお尋ねであります。

1点目のエコタウンとして、これまで町が取り組んできた事業についてであります。

エコタウン事業とは、ある産業から出る全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想、ゼロ・エミッション構想を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的としております。

秋田県と小坂町を含む県北部の市町村は、豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成を目指して秋田県北部エコタウン計画を策定し、平成11年11月12日付けで国の承認を受けました。

町では、エコタウン事業やゼロ・エミッション構想に基づき、終了した事業を含めて次のような取組を実施してまいりました。

まず、現在では終了いたしました。これまで取り組んできた事業は、1つ目に生ごみの資源循環として、一般家庭から生ごみを回収して、回収した生ごみを養豚場で活用する事業。2つ目は、生ごみの資源循環から生まれた堆肥の活用として、生ごみと養豚場から排出され

たふん尿のバイオマス活用による完熟堆肥化と完熟堆肥の町民への無料配付の取組。3つ目は、バイオマス燃料の活用として、町営バスでの運用や公用車の試験運転の取組がございました。

現在も取り組んでいる事業といたしましては、1つ目は、菜の花の資源循環として、休耕田を活用した菜の花栽培による菜種油の搾油と菜種油の町特産品化への取組。2つ目は、小型家電回収として、町内の公共施設等に設置してある小型家電回収ボックスに出された小型家電を回収して、リサイクル事業者へ運搬する取組。3つ目は、クリーンな生活環境を整えるために川とまちをきれいにする運動や十和田湖クリーンアップ大作戦への協力などを行っております。

2つ目のエコタウンとしてこれまで町が取り組んできた事業の中で、これからの時代を見据え、さらに推進したいと考えている事業についてお示し願いたいということについてであります。

平成25年4月1日より使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法が成立しております。いわゆる都市鉱山として埋もれている有用な資源をリサイクルして活用するため、小型家電リサイクル法に定めている28品目を対象として、不用になったスマートフォンをはじめとした小型家電は適正な管理の下、回収・リサイクルが行われております。

これは、小型家電の電子基板に有用金属が含まれている一方、鉛などの有害物質も使用されており、適正な処理が必要となるためであります。

現在使用中の小型家電も含めて、日本の都市鉱山と呼ばれる金の埋蔵量は世界の主要な国の埋蔵量を上回るとの試算がありますが、小型家電のリサイクルにつきましては、国内で知らない方が40%おり、回収率が15%程度にとどまっているという環境省のデータがあります。

資源を循環し活用するゼロ・エミッション構想の実現に向けて、また、小型家電リサイクル認知度の向上のために、リサイクル先進地の小坂として啓発を続けるとともに、小型家電リサイクル事業を継続していくことは重要であると認識しております。

3点目のSDGsとエコタウン、持続可能な社会をつくるための取組を学校教育はもとより広く町民に周知していただきたいということについてであります。

SDGsの日本語訳は持続可能な開発目標で、貧困や紛争、気候変動による自然災害、感染症といった人類が直面している課題を整理し、2030年までに達成すべき17の目標をうた

っております。

町では、前述のとおり、SDGsの言葉が誕生する前から豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成を目指して、エコタウンによる取組を実施しております。今後も第6次小坂町総合計画を着実に実行しながら、SDGsとエコタウンの取組を学校教育はもとより広く町民に周知してまいりたいと考えております。

4点目のSDGsとエコタウン、持続可能な社会をつくるために鹿角市と連携して、「過去（縄文遺跡）と未来（エコタウンセンター）を学べるまち－鹿角小坂－」プログラムを作成し、観光にもつなげていただきたいというご提案についてであります。

令和2年度において、秋田県鹿角地域振興局と鹿角市・小坂町で構成している鹿角広域観光推進会議において、「鹿角で学ぶSDGs かつの教育旅行ガイド」というパンフレットを作成いたしました。

このパンフレットは、学ぶことができるSDGsの目標が整理されており、北海道や北東北の旅行会社や教育委員会などに広く配付され、問い合わせもあると伺っております。

議員からのご提案のとおり、町と鹿角市に点在する施設は、過去から未来を学べる学習プログラムとしてSDGsとの関係性も高いと考えられます。今後、教育旅行、企業・団体の研修旅行などにおいて、鹿角地域をPRできるメニューの一つとして、環境に調和した産業観光を確立していくために、県及び鹿角市と連携しながら受入体制の整備や観光宣伝事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町の管理する団体会計についてのお尋ねであります。

各課等が管理している協議会や協会、実行委員会など各種団体等の通帳は、総務課4、町民課8、福祉課4、観光産業課及び農業委員会32、建設課1、学校関係を含む教育委員会61、議会事務局2の合計112冊でございます。

これら団体等の会計の点検につきましては、担当課長等がしっかり管理することが大前提ですが、今後、内部監査として会計管理者による随時点検を実施し、さらに町監査委員に10月と4月の例月出納検査にあわせて年2回の点検をお願いすることにしております。

今後は、出納簿をつけること、支払証書等を保管することなどを徹底してまいります。また、点検・監査のほかに、管理する通帳の数を減らすことをあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

丁寧な内容でありましたので、再質問というよりは、二、三の確認と提案をさせていただきたいと思います。

まず、今までの流れでSDGsに絡めたエコタウン構想というのを推進していきたいということが、そういうことでよろしいでしょうか。町長の言葉でお答え願います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今までやってきたことをまずこれからも引き続きやれるものはきちっとやっていきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございます。

先ほども言いましたけれども、SDGsというのは小坂町にとって追い風だと思うのです。小坂町が県や国に先駆けてやってきた事業がたくさんあるように思います。そういうことを町民に知らしめることで、やっぱり町民は自分の町が頑張っていることに誇りを持ちますし、誇りを持てば元気が出ますので、ぜひ推進していただきたいと、そういう思いであります。

それで、先ほど2番目の問題なのですが、1番と2番目の問題になるのですが、これまで町が推進してきた事業でやめた事業の中に、例えば生ごみの堆肥化というような問題、天ぷら油の臭いのするガスとかありましたよね。まず、あれはいろんな問題があって頓挫したり、中断していることかと思えますけれども、非常に先取りした事業であったと思います。

特に、生ごみの堆肥化とかというものは、いろんな事情で頓挫したのでしょうかけれども、改めてこのSDGsという、この時代に絡めて再チャレンジしてもいいのではないかなというように私は考えていますが、いかがなものでしょうか。提案ということ。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 生ごみの堆肥化につきましては、町では堆肥製造所を持っておりません。小坂クリーンセンターに委託して生ごみの堆肥化をお願いしていたところであります。

ただ、やはり相手方の事情もありまして、この堆肥化の製造には現在取り組んでいない状況であります。また、広域行政組合のごみ収集につきましても、生ごみの対応はしかねるということで現在、取り組んでいないところであります。

ただ、生ごみの堆肥化につきましては、近年いろんな方法が出てきております。町に合った対応の仕方町がそれらの取り組めるものがあるかどうか、もう一度検討した上でどんな

方法があるのかということも十分協議し、町の負担はできるだけ少ない形でその取組を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございます。

時代が変わればやっぱり流れも変わってくると思うのです。過去に取り組んだけれどもうまくいかなかったという事業、事例を失敗したから駄目なのではなくて、うまくいかなかった点を改善して再チャレンジしていくという、そういう方法が今、SDGsという改めてリサイクルなどが言われている時代でありますので、ぜひ検討していただければありがたいなど。

私ごとで恐縮でありますけれども、実は25年も前になるのですが、鹿角地域生研という鹿角地域の小中高の生徒指導の推進協議会がありました。そのとき事務局を担当させていただいたのですが、積極的な生徒指導をしましょうということでごみ問題に取り組んでいます。もう25年も前ですから、まだ21世紀ではなかったのですが、その際に「ごみは資源 21世紀を生きる知恵」というキャッチフレーズでごみ問題に取り組ませてもらいました。

具体的に言うと、ペットボトル繊維でできた制服を着るとか、あと高校に関しては制服が必要なくなりますので、卒業式の後に回収ボックスを設けて、そして制服を集めて、そして業者さんに回収していただいて、そして私の学校では花壇のプランターとして再生してもらおうと。そういうことで、つまり自分たちの先輩たちの要らなくなった制服がこの花の咲いているプランターになっているのだよという、そういう実感のできるような活動をしました。

ただ、その頃はやっぱりペットボトルを集める、そしてそれを繊維にする労力とお金の問題で少し下火になったのです。しかし、今、制服業者のホームページを見ますと、どこの企業でもうちの会社の制服の何%はペットボトル繊維でできていますとか、うちの学校、うちの制服を回収して学校に、例えばモップであるとか、あるいはこういうじゅうたんであるとか、それこそ花のプランターとして還元していますというような広告が出ています。それはまさにSDGsなのです。

最近、テレビを見てもSDGsのCMって結構ありますよね。あれはやっぱり企業イメージなのです。やっぱりこれからの持続可能な社会をつくるためには、やっぱり企業が果たさなければいけない責任というものを感じている。それゆえにSDGsを公言しているそういう企業に対しては我々も応援したくなるわけです。

同様に、私は町も同じだと思うのです。先ほど秋元議員がふるさと納税の話をしましたけ

れども、例えばSDGsに積極的に取り組むエコタウン小坂という形で、ふるさと納税をそういう項目を設けて全国から募集するとか、そういうような方法もあるのではないかなというように私は考えます。

突然の提案なのでご返答は難しいかもしれませんが、前向きに検討して、何ていうかな、この町がある意味、これからの時代を先取りしている町なのだと、小さい町なのだけれどもここからこういうものを発信していこうという、そういうような姿勢を町に持っていただければ、ありがたいなというように思っています。

あと、3番目の(3)の問題になりますけれども、この資料ですけれども、県の出向職員が作った資料でありまして、SDGsの4番に絡めた「質の高い教育をみんなに」ということで、中学生なんかを集めていろいろ講演、講義を、講座をもってやってくれています。町外の方、学生も多くいると伺っています。ぜひ、こういうのも推進していただきたい。

あと、この前、町長が重視すると言った9番の「産業と技術革新の基盤をつくろう」という問題や「住み続けられるまちづくりを」というような形で、こういう家電の問題とか、そういうものも整備されています。

そして、やはり「つくる責任 つかう責任」ということですよ。これから我々がそれこそ生ごみの問題でも家電の問題でもそうなのですから、そういうものをやはりしっかりした意識した町をつくっていきましょうということではいい材料になると思います。

そして、15番のこれもすばらしい事業ですよ。DOWAさんが頑張ってくれているわけですから、森に木を植えていこうという、こういうような活動というのは本当に先進的な取組であり、かつこれから必要な取組だと思うのです。

それで、大いに私は宣伝していただきたいと思っています。町の広報に例えば、これも提案になりますけれども、例えば町の広報にSDGs欄を設けて、町の取組を順次紹介していくとか、あと県でも評価しているわけですので、県との連携をさらに強化して、県からの広報に町の取組を紹介していただくとか、さらには今日も報道の方も来ておられますけれども、報道関係に紹介していただくとかということで、SDGsに積極的に取り組むエコタウン小坂ということで広報していただきたいと思いますが、この点に関しては町長いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） ご提言ありがとうございます。

まず、前向きにいろいろ考えてできるものから順々に発信できればいいのかなという思い

をしておるところでございます。よろしく今後ともお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ぜひ、積極的にこの町を宣伝していただきたいと思います。

（4）の問題でありますけれども、今はこの「鹿角で学ぶSDGs かつの教育旅行ガイド」という、先ほど町長の説明にもあった鹿角広域観光推進協議会で出した資料を見させていただきました。私も拝見しています。

ただ、この過去と未来、縄文遺跡とあきたエコセンター、「過去と未来を学べるまち一鹿角小坂一」というのは、これは私が考えたキャッチコピーですので、ぜひ小坂町から発信していただきたい。大館市、鹿角市と連携して、ただ追随するのではなくて、環境問題や環境教育、そして観光事業などはやっぱり小坂町がイニシアチブを取って進めるのだという、そういう気概を持って取り組んでいただければありがたいと思います。

また、具体的には、今はコロナで大変でしょうけれども、アフターコロナを見据えて例えば2泊、3泊の修学旅行は観光を兼ねて十和田湖で泊まると、1泊の学習を主とする教育旅行はゴールドパレスに泊まるというようなプランを作成して、大いに教育文化に積極的に取り組んでいる町であるということアピールするとともに、観光の事業の活性化につなげていただければありがたいと、そういうふう考えています。

ということで、1番の問題はこれで終わりたいと思いますが、2番目の団体会計についての問題であります。

これはさきに全員協議会でも確認しましたので詳しくは申し上げませんが、不祥事防止の基本はやっぱり複数人で複数回という考えであると思います。1人で見るとやはり危険ですので複数人で複数回と、多岐にわたる会計、先ほど聞いたらもう112冊も通帳があるということで本当に大変だとは思うのですけれども、例えば主担当に副担当をつけるとか、月に1回は会計監査の日を設定するなどして、具体的に先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、具体的な対応策というのを考えていただきたいということ。

あと、金銭に関わる不祥事というのはやっぱり絶対的な信用失墜問題になりますので、悪いのはもちろん本人なのですけれども、小坂町のために役場職員として役場職員を目指した若者がこのような形で職場を去るとするのは非常に残念でなりません。厳しい言い方になりますけれども、不祥事が生じないしっかりした体制と先輩後輩、職場の人間関係があれば防げた問題であるかとも思います。繰り返されることが絶対ないようにお願い申し上げます。この件に関しては以上です。

ということで、以上2点、質問させていただきました。これで私の一般質問終わります。
どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

◇ 成 田 直 人 君

○議長（目時重雄君） 次に、7番、成田直人君の登壇を求めます。

〔7番 成田直人君登壇〕

○7番（成田直人君） 7番、成田、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

なお、今回、発言通告書に記載させていただいた内容については、今の5番議員と多少重複する点があるかと思えますけれども、基本的に話の中身は違いますので、町長からは忌憚なくご答弁いただければありがたいと思います。

今回、提出させていただきました内容につきましては、SDGsについてということになり各般にわたった内容であります。ですので、私自身もある意味では勉強の意味でこれを発言をさせていただいて、議論を深めていければいいかなと、そのように思っておるところであります。

そこで、SDGsについてということではありますが、これは最近ではテレビのコマーシャル等にも17項目について多少載ってくるような状況にもなっております。もともとは2015年9月、国連サミットで採択された国際社会共有の目標、この内容が持続可能な開発目標、おのおの国が、またその国における都道府県が、そして市町村がこの自ら開発目標をつくりながら、そしてゴールに向かっていくというのがこの内容であります。

先ほどの菅原議員のほうからは、4番、9番、11番、12番、15番とお話が多少されたわけですが。17のうち、この地方公共団体に関わるものとして考えるとすれば、3番の「すべての人に健康と福祉を」、それから4番目として「質の高い教育をみんなに」、5番目として「ジェンダー平等を実現しよう」、それから11番の「住み続けられるまちづくりを」ということで、この地方自治体にとってはこの辺をどう継続していくのか、新たな開発目標をどうつくるのか、その点が指摘されるのではないだろうかと思えます。

そこで、発言通告書の1番目については、まずはSDGs、当町としてどのような計画が

あるのかということをお聞きしたいわけではありますが、先ほどの菅原議員に対する町長の答弁の中で、言わばこれは小坂町の総合計画に盛り込まれた内容であり、また場合によっては過疎自立促進計画法に基づいた内容であるというふうに受け止めることができます。

ただ一つ、このモデル事業として各市町村が手を挙げた場合、その町村に対しては最高3,000万円の補助金がつくということがあります。ですから、その辺のところを見極めながら町としても国や県の力を借りながら、新たなる開発目標をつくっていく、そういう姿勢であっていいのではないかと、そう思ったところから、町長からこの1点目の質問、どのような考え方を持っておられるか、お答えをいただきたいというものであります。

次に、2点目でありますけれども、昨日、町政報告の中で昨年行われた町の人口についてお話がありました。このことによって町長はどのような認識をしておられるのか、再質問の中でちょっとさせていただきますけれども、国立社会保障・人口問題研究所、2010年から2040年、5年刻みで各日本の人口数、都道府県の人口数、それから市町村の人口数、その推計値が出ております。

その推計の数と昨日お話のあったとおり、国勢調査での結果を見ますと、町の人口は人口問題研究所が出した推計値より少し低いという実態でありますので、このことについて町長自身、どのように考えておられるのか、それをお知らせいただきたいと思っております。

それから、3点目ではありますが、女性参画社会、それから多様性の求められる社会ということで、特に今もう終わりましたが2020東京オリンピック、またパラリンピックの関連の中で、特に女性の問題については日本のI O Cの委員の在り方も非常に世界から注目を浴びたと、委員の方々は男性が半分以上いたわけですが、それが改めて男女が平等になるような、そういう委員の数になったりとか、また前I O C会長の発言、あれは相当切り取られた部分もあるとは見ておりますけれども、非常に批判があった、そういう中で、ああいう形に変更されてきたわけでありまして。

また、多様性という点では、特にパラリンピックを見る限りにおいて、生まれながらにして、また途中から事故に遭っているような障害を持って、それを克服して一生懸命に頑張っていた社会、そういう選手たちの頑張りというものを拝見しました。

まさに多様性をどう生かすかというのは、パラリンピックのようにあるのではないかなど、そのように思っておるわけでありまして。これを総括してお話しするとすれば、まずは先ほど言った女性の参画という視点で物事を見た場合、先ほど来、町の各種団体や審議会等における女性の在り方がどのように町の提言に反映されているかといったような問題とか、また各

企業の中でも障害のある、持つ方を雇用しながら、国・県の指導を受けながら、そこで働かせているといったような点もありますので、この辺についてぜひ町長部局としてお答えをいただきたい。

また、教育部局については、先ほど言った菅原議員からの質問もありましたけれども、やはり新たな町としての教育目標、持続可能な教育目標がもしあるようであればお知らせをいただきたいと思っております。

そして、各審議会とかそれから各種団体の関連、これも教育部局の中では相当あるわけですが、やはり女性が参画できるような社会、これをどのように考えておられるのか、教育長からご答弁をいただきたい、そのように思います。

以上、お答えをいただいた後、また再質問でお話をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） それでは、7番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 7番、成田直人議員の一般質問にお答えさせていただきます。

SDGsについてのお尋ねであります。

SDGsで示されている17の目標のうち、11「住み続けられるまちづくりを」は、まちづくりにとって重要な目標の一つに挙げておりました。持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少対策を最重要課題として位置づけ、地域を元気にして「ひと」に住み続けてもらわなければ、まちは存続できないと考えております。

町内の住宅不足を解消するために、これまでも町有地の無償貸与もしくは低廉な価格での売却、固定資産税の減免などの措置を講じてまいりましたが、今後は民間活力を導入した住宅の借り上げなどを行い、就労者の町内定着を促すとともに、移住者向けの住宅需要に対応いたしたいと考えております。

また、県事業であります。コミュニティ生活圏形成事業に参画し、集落における日常生活に必要なサービス機能の維持・確保を図り、小さな拠点形成づくりを目指すことにしております。

昨日の町政報告でご報告いたしました。令和2年国勢調査の速報値では人口が4,780人となり、平成27年の国勢調査は5,339人であったことから、5年間で559人の減少となりました。社会増減に影響するような大きな出来事は特にありませんでしたので、自然減及び社

会減が前回調査からの大きな減少要因となったと考えられます。

この間、第1期小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「ひと」の社会減少対策及び自然減少対策として移住定住促進プロジェクトを推進して、新しい人の流れをつくり、子どもを生き育てる希望がかなうまちづくりに取り組んでまいりました。

移住定住支援として若者定住促進住宅整備事業、移住定住促進奨励事業等、子育て支援として保育料軽減事業、学校給食費助成事業等の各種施策を展開した結果、重要業績評価指標（KPI）は、基本目標「ひと」の分野で平均で76.1%となりました。人口減少に歯止めをかける事業はおおむね有効であったようですが、第1期総合戦略で示した目標人口よりもやや下回って推移いたしました。

子育て支援策は他自治体と比較しても劣らないと自負しておりますので、今後はKPI達成率の低かった事業のてこ入れを図るなど、もっと外から「ひと」を呼び込めるよう、第6次総合計画及び第2期総合戦略の目標達成に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

男女共同参画については、小坂町においても男女が平等に、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、ともにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります、町民一人一人が夢と輝きを持って幸せな生活を送ることのできる男女共同参画社会の実現を図るために、平成29年度に第2次小坂町男女共同参画推進計画を策定しております。

計画では、男女の人権の尊重、様々な分野への男女共同参画の促進、男女がともに働きやすい環境づくり、多様な生き方を実現する環境づくりを基本目標に掲げていて、男女の働き方、暮らし方の意識を変革することにより、仕事と生活の調和に取り組むほか、女性も自ら意欲を持ち、個性と能力を発揮してもらうための教育や学習機会の確保に努めることとしております。

総合計画では、審議会等での女性委員の割合を2025年に40%にする前期目標値を掲げております。

以上、7番、成田直人議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 7番、成田直人議員の一般質問にお答えさせていただきます。

SDGsについての1点目のお尋ねであります。

今年4月に、令和12年度までの第6次総合計画を策定いたしました。基本目標ごとにSDGsの目標を関連づけ、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を将来像に掲げております。

学校教育では、より質の高い学習環境を提供する小中一貫教育の充実、郷土への愛着と誇りを持ち郷土の発展に積極的に関わろうとする態度を育てるふるさと教育の充実、児童一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の推進など、SDGsの目標4の「質の高い教育をみんなに」へつながるものであると考えております。

これからも小坂町を誇りに思い、町の将来を担う児童・生徒の育成に努めてまいります。

3点目の女性参画及び多様性が求められる社会実現についてのお尋ねであります。平成29年度に第2次小坂町男女共同参画推進計画を策定し、多様な生き方を実現する環境づくりを目標に掲げ、生涯学習の学習機会や情報提供の取組を行っております。

社会教育では、女性委員が半数を超えている委員会、協議会などもあり、今後も男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、社会の様々な分野に参画することができるように努めてまいります。

以上、7番、成田直人議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問ということでお聞きしたいと思います。

先ほど男女の参画社会については、町長部局、また教育長部局、一貫としたお話がされているとそのように認識を持ちました。ただし、一応確認したいわけですが、順番が逆になりましたが、女性の参画という点からもし言うのであれば、先ほど社会教育委員の関連は男性、女性ともに同じ数で昨年は推移しているということですが、それ以外の委員とか団体での役員、そういったところを見渡しますと、私も昨日いろいろと調べさせていただきましたが、どうしても女性の少ない実態が出ていると。

改めて、ここで町長、もしくは副町長でも構いません。この問題について、やはり男性、女性が同じように意見を交わせるような、そういう組織の在り方というものが必要なのではないかなと思いますので、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 男女共同参画につきましては、基本的には男性だから、女性だからということではなく、それぞれの能力等、考え方においてやはり委員等は選出されるべきだと思います。

ただ、女性の意見を広く求めるということでやはり女性の数も、女性の委員就任も必要なことだと議員と同感であります。ただ、町で委員等を募集する場合、各種団体等に委員の推薦をお願いしますといった形で委員をお願いする場合があります。そういった際も、まず男女問わず考え方のある方が推薦されて来られるわけですので、それを踏まえた上でまず女性の意見も捉えたいということも意見を付した形で、そういう今後は委員の募集等をかけてまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 確かに、おっしゃるとおりの部分はあると思います。その人の能力というのがある意味では非常に重要な部分がありますけれども、ただ埋もれている女性の能力というのもあるのかもしれないという視点でぜひ、町とすればそれをどう掘り起こすか、先ほど言われたとおり、各種団体から推薦される者があるとするならば、そこはそこでまずお話をさせていただく、また町長から指名しなくちゃいけない、そういう案件も少なからずありますので、その辺のところはぜひ女性という地位のある方について、いま一度考えていただいて、それを結びつけていただきたいと思います。

それから、これは発言通告にもありませんからあれなのですけれども、年に1回、町の表彰規程というのがあります。そこで出てくる表彰者というのはどうしても男性社会になっているところがあるのではないかなと思います。これはなぜかというと、その委員になっているかどうかで話が違ってくるのかなと、私はそう個人的に思えるわけですが、やはりそういう団体の中に女性が入って、しっかりと活躍をしていただけるような、そういう機能が果たせれば女性の方の表彰もこれから増えてくるものだと思いますので、そのところは考えていただきながらやっていただければありがたいと思います。

それから、これ私、分からないので質問しますが、先ほど多様性の部分で仮に知的障害者が各企業の中でお掃除をしていくような、そういう姿が見受けられますが、このような地方公共団体ではそういうふうな人材を雇い入れるといたしますか、パートでも構わないわけでしょうけれども、そういったご指摘といたしますか、県の計画とかそういうものはあるのか、ないのか、ちょっとお知らせください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 障害の種類にかかわらず、国の法律で障害者の雇用の促進等に関する法律というのがありまして、法定の雇用者数、率というのが定められてあります。

国、地方公共団体の場合だと役場に適用されるのですが、今の3月1日で率とかが変わったのですが、2.6%の法定雇用率を確保してくださいということで言われております。率のほかに、人数も2.何人とか、従業員数とかで計算して出される人数なのですが、うちのほうの場合は2.何人で2人の雇用が必要だということになっております。

事業所の従業員の数が43.5人以上規模の事業所に課せられる義務で、この事業所の規模も今の3月1日からそれまで45.5人だったのが43.5人と、より幅広い事業所に義務が課せられるように法律が変わってきております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） そういうことであれば、そのことに対して民間企業に対するそういうお願いといたしますか、そういう周知活動も町がしなくちゃいけないことなのかどうかとか、小坂町の職員体制の中でそういう部門をしっかりと設けるのだといったような、そういう基本的な考え方が示されないといけないと思いますが、そこについては町長からちょっとお聞きします。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 町としても、まずそういう何人を雇わなきゃならないという法律ありますので、その辺は募集をかけながら、また働きたいという人たちがおられれば面接をしながら受け入れていきたいと思っておりますし、また町内全般にわたっても各企業へのPRとか、そういうことは今後もしていかなければならないものと思っています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ちょっと順序が逆になりましたが、最初のSDGsで各都道府県が、各市町村がどういうことをやっているかということをお知らせをしながら、町の考え方をお聞きしたいと思います。

先ほど2018年から今年で4年目になるわけですが、毎年モデル地方自治体を募集をし、そしてその中からふるいにかけて受かった人たちのものがSNSを通じて見ることが出来ます。その中で多いのはやはり子ども・子育て条例の在り方についてとか、また健康づくり条例とかいろんなものがあります。

もちろん人口を減らさないためのプログラムといったようなものに取り組んでいる自治体もある。先ほどもちょっと触れました最高3,000万円の補助金ということですが、多分、ハードとソフトでは全然金額は違うとは思いますが、実際にそういうものに手を挙げながら周りからも評価を受けるような小坂町の姿勢というのが私は必要じゃないかなと思いますが、その辺についての手を挙げる覚悟があるかどうか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 3,000万円の補助金というのは、ちょっと何のことを指しているのかちょっとすみません、勉強不足で分からないのですが、いずれ小坂町も先ほど菅原議員の一般質問にあったようにいち早くSDGsの先駆けとなるエコタウンに取り組んでおりますので、もし全国的にモデルと成りうる事業が取り組めるものであれば、そういったものに手を挙げて積極的に情報発信してまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 私もモデル事業として手を挙げるのだから、当然、補助メニューだろうと調べていろいろと検索してみたら、その3,000万円というのがやっと見つかった。中身がどうなのかというのはちょっと見えない部分もありますから、それはまた町の職員の方々から調査をしていただきながら、先ほど言ったとおり、ハードとソフトではこれは大分違うだろうとは思いますが、その辺も考えながらやっていただきたいと思います。

ちなみに、2021年度でありますけれども、この未来都市31の自治体の一覧ということでこれもSNSで、インターネットで見ることができます。ここではどうでしょう、77件が応募して53件の承認を得て現在進んでいるというものです。これも調べてもらえれば分かりますけれども、東北でも手を挙げてやっている市町村はありますので、ぜひその辺も参考にさせていただきながら行っていくということで、ぜひ将来の小坂町の設計を考える際、必要なことかもしれません。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後になりますが、この2点目の問題です。

先ほど国立社会保障・人口問題研究所、ここで出された推計の人口数、これ日本の国、それから都道府県、そして市町村、全てにわたって推計値が出されたものです。

このことについては、町からも以前、そのための資料を渡していただいたことがあります。私なりにそれを入力し直して自分で手に持っているものがありましたので、これを基にして質問、再質問をさせていただきます。

ちなみに、2010年、この年、国勢調査が行われて、そのときの町の実態は6,054人でした。2015年、今から6年前の国勢調査では、実態は5,339人ということです。人口問題研究所が出した数値は5,437人、約100人ほど実際の人口は推計値よりも減っている。それから、2020年についてという昨年の国勢調査の段階ですが実態は4,780人、これは先ほど町長がお話しになった内容ですが、これが人口問題研究所では4,894人、110人ほど推計より実態のほうが少ない。これは2010年から2040年の推計値であります。このほかにもこの後、出されているものもあります。2015年から2045年までの推計とか、その実態に合わせて多少この人口数は変わっているという状況で載っているのは確認しております。いずれ、こういう形でありました。じゃ、この問題をどうやって具体的に克服するのよということちょっと確認をさせていただきたいことがあります。

総務課長にもちょっとお話しはしましたが、小坂町が持つ町営住宅、どうしても縛りがかかる部分があって、何年か入居しているとその翌年からはその家賃が倍以上になってしまうとか、人によってうちのほうの町内会、3万幾らで入っていた人が次に年になったら8万円台になったという事例がありました。

この方の話を聞いていて、そこまで上がるものなのかというので非常に疑問はあるわけですが、昨年、おとしかな、おとしあたりだと思います。そういう方がいらっしやると、それはお二人夫婦で稼いでいて年収が上がったからそういうふうに変ったこともあるかもしれないし、いろんなことはあると思います。

ただ、本来、町営住宅というのは、将来自分でうちを建ててもらおうための仮の住まいというふうに捉えられますけれども、ただそのことが基になって、小坂町からよその市町村に出られたのじゃ、これは身も蓋もないということになるわけです。

町長にお願いしたいというのは、こういう補助事業で決まったルールはあるとはいうものの、これを何とかして少し緩和してもらえような手だてというのは考えられないのかどうか、当然決まったことを簡単に変えることはできないと思いますから、細越町長一人だけの力ではこれはなかなか難しい。例えば、県や国の議員さんたちの力とか、また秋田県全体がこれを何とか是正していただきたいといったような活動でも起こさないと多分無理じゃないかなと思うのです。

だから、そういう点でちょっと頭の中に置いていただいて、例えば市町村会、もしくは町村会の会長さんたちの首長さんたちの会議の中でそういったことも話題にしながら、方策を考えていただく、町営住宅の料金の減少ですよね。その辺をぜひやれるのか、やれないのか、

ちょっと率直に言えば今の話でどうでしょう、どんな感じかちょっとお知らせいただけますか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 議員おっしゃられるように、公営住宅につきましても、公営住宅法という法律でその家賃等が定められております。

したがって、町独自の判断でその使用料、住宅料の減免とかはなかなか難しいところがあります。ただ、やはり時代の流れとして町営住宅、公営住宅に低廉な住宅料で住み続けたいという声もあるのも認識しております。

ただ、世帯収入等、厳しいそういう基準がありますので、なかなか一概にすぐにはというふうには行かないものと思っております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） またもう一つの考え方として、今、使用していただいている町営住宅、中にはもう60歳を迎えるので本当に住みたいそういう建物が欲しいけれども、なかなか難しいという、できれば自分で建てればいいのしょうけれども、ただ60過ぎて2人生活で新たに建物を建てるというのは将来的に大きな負担にもなってくる問題でした。

そこで、ちょっと住んでいる人に言われたのですけれども、こういう住宅をそのまま私たちに有償で提供できないかどうか、これも先ほど言った公営住宅法の縛りがかかっていると思いますが、できればそういう問題も解決できるような、町として県の団体としてアピールをしていくような、こういうことをしていただきながら、その方が欲しいというのであればどうぞ買ってくださいと言えるような、そういう社会が来れば少なくとも人が小坂町から減るとするのは多少食い止めることはできると思いますが、これも一応、分かっている聞いてみますけれども、それについてどう思いますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、住宅の関係で自分としてもまず、料金的に、何と申しますか、その人が住んでおられる人の住宅の料金が安いのか、高いのかというのはちょっと私も詳しく分かりませんが、ここに引き続き住んでもらえるためにはその政策等々も考えていかなければならないと思っております。

いろいろ町に来ていただく方々の政策等はいろいろやってきているつもりですけれども、どうしても小坂から離れていかなければならない人たちがどういうことで小坂から出ていかなければならないとか、そういうのもちょっと原因等も調べてみて、それらの対応もしてい

かなければならないと思っています。今の住宅については、その一つかなという思いをしております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） まだほかにもあるわけですが、この目の前にある広大な土地、こちらにもありますけれども、こういった土地をどう利用活用するのか、それを町がどういう形で民間企業と話をするのか、できれば町は負担を少なく、その企業の力でうまく人口を増やせばいいなど、私もそれは決して反対はしません。

そのために、やはり首長さんとして汗をかく必要はあるのかなと思います。その辺の話合いというのはされておりますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今回の件については、内部でも話合いはしております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） ぜひ人口減少に歯止めをかけるような、そういう協議がされるようなことを望むわけであり。本当に汗をかいていただきたい、そのように思う次第です。

一応、まだいろいろとSDGsについては本当に数多くありますので、ぜひ職員の皆さんは来年2022年、小坂町が大きな御旗を振れるような、そういう取組ができるようであればいいのかなと思いますので、しっかりと勉強していただければと思います。

結びになりますが、SDGsで重要な役割を担う地方自治体ですけれども、このSDGsに取り組むことができるようなメリットが果たして得られるかどうかという点でちょっと記述がありましたので、ここでご紹介したいと思います。

第1に、SDGsによる持続可能なまちづくり推進することで、住民の生活の質が向上すると言われております。この住民の質が高い地域は移住希望者などからも魅力的であり、結果として定住、移住促進に寄与することができます。そして、SDGsという世界共通の目線に取り組むことで様々な国や地方自治体と自分たちの地域を比較することができる。それが結果として、おのおのの地域が持つ強みや弱みを把握できる機会となります。これを活用することで強みを伸ばしたり、弱みを克服することで現在よりもより魅力的なまちづくりの促進に役立ちますとあります。

ぜひ、こういった理念であることをいま一度皆様からは理解をしていただき、町政に反映されることを深く願って質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、7番、成田直人君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

[3番 本田佳子君登壇]

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子でございます。

議長の発言許可をいただきましたので、順次、一般質問をさせていただきます。

1番目に、奨学金返還支援による若者への支援についてでございます。

国では、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部を窓口として、地域に一定期間居住、特定業種に一定期間就業など、地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返済を支援する取組を推進しています。

2019年、日本学生支援機構の発表によると返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人おり、大学生などの2.7人に1人が利用しているという計算になります。

小坂町では、2016年、平成28年から奨学金返還助成制度を実施しており、町内に居住していることを条件に返還した額の3分の1を次年度に補助し、最大10年の助成をしております。また、そのほかにも高校、大学を卒業した方、または中途退学し、就職した方を対象に若い世代の定住促進に取り組まれております。

ですが、現在のコロナ禍の状況では、就業が厳しい上、経済的にも苦しい状況で返済するため、多大な困難を強いられております。そんな中、昨年6月には奨学金返還助成制度が拡充され、市町村が創設した場合、奨学金返還支援に使った市町村の負担分を国が財政支援するというものになりました。

市町村については、基金設置が不要になり、国が支援する範囲の負担額の2分の1から全額に拡充いたしました。「あなたの奨学金を最大全額肩代わり」と銘打った奨学金の支援制度ですが、この制度は地域経済の活性化や人手不足の改善につながる重要な若者の支援の政策であると考えます。

また、今年4月から日本学生支援機構の奨学金が企業が社員に代わって機構に直接返還できる制度も始まりました。企業にとっては支援した額を損金算入できることから法人税の負担が減り、従業員にとっては住民税や社会保険料の負担が増えずに済むというメリットがあります。

若者の日々の生活の奨学金の返済が重くのしかかっている人は少なくありません。経済的な負担を減らして、不安なく仕事や勉学に励める環境を整え、若い世代が希望を持って暮らしていけるよう企業と連携しながら地元で若者が定着できるよう、国の手厚い制度を活用すべきだと思います。

以上の観点からお伺いいたします。

1点目に、本町の奨学金返還制度の利用状況をお知らせください。

2点目に、拡充された助成制度を活用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、地元企業に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金返還制度、代理返還制度の周知、利用促進をどのように考えますか。

以上、3点について町のお考えをお聞かせください。

続きまして、2番目に町の街灯の状況についてでございます。

町の街灯について、8年前、平成24年の12月議会において街灯のLED化を進めていただくよう一般質問をしました。令和元年の9月議会の決算特別委員会では、街灯のLED化がどこまで終わったのかの質問に75%まで進んでいるという回答でした。

明るさもよりシャープになり、はっきりと物が見えるので以前よりも明るく感じ、より安心ができるものになりました。電力コストも抑えられて、熱を発しないため温暖化の抑制にもつながり、環境保護にも役立っているところです。

また、新たに国道沿いの交差点3か所に防犯カメラを取り付けていただいた報告を昨日受けたところです。ですが、街灯の間隔が離れている、離れ過ぎているところがあったり、またほかにも暗いと感じる場所があります。

また、自治会でどうしても暗いので取り付けてほしいと要望すると、街灯の数が決められているので、街灯を移設することはできても増やすことはできないとの回答を受けました。

また、別の自治会では取付けが決まってからすぐには対応していただけず、つけてもらうことになっているけれどもいつつくか分からない、また、つけてもらうのに2年くらいかかったなど、時間がかかり過ぎるというお話も度々伺っております。

暗くて歩く場所が見えにくく不安だから、また危険と感じているから、そのほかにも部活動で遅く帰ってくる子どもたちの安全を考え、通学路になっているから要望しているのです。昔と違って今では町なかでも熊が目撃され、害獣に家庭菜園を荒らされている被害も出ております。以前とは状況が変わってきていることを踏まえ、各自治会で暗くて危険なので街灯が欲しいという町民の要望に応えられているのか、以上の観点からお伺いいたします。

町の街灯、防犯灯の設置状況はどのようになっているのかお知らせください。

2点目に、どれくらい自治会から要望があったかをお知らせください。

3点目に、実現できたところの数、できなかったところの数はどれくらいありますか。

以上、3点について質問いたします。

町長答弁の後、不明な点については再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、3番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、奨学金の返還支援についてのお尋ねであります。

3点目の地元企業に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金返還支援制度の周知、利用促進をどのように考えるかについてであります。

企業が優秀な人材を集めるために、卒業後に安定した就職先が得られるか心配な学生にとって安心して奨学金を利用して勉強に打ち込むことができる施策として、社員の奨学金返還を肩代わりする制度を設けている企業があります。

これまでは、社員の奨学金の返済の肩代わりするのは、企業が社員に直接支援する方法しかありませんでした。そうすると給与の増額扱いとなり、社員にとっては所得税を多く納めなければならないし、企業にとっても過大な社員への給与と判断されれば損金に算入できないおそれがあります。

日本学生支援機構では、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、各企業で実施している奨学金返還支援について、今年の4月から一定の条件の下で直接企業から受付ができるようになりました。

若い世代の抱える将来への不安解消や経済的な安定を得て地元企業に就職してもらうことは定住促進にも大きな効果があると思います。この新制度がきっかけとなり企業の奨学金支援制度が普及するように、地元商工団体と連携を図りながら地元企業にこの制度の周知をしまいたいと考えております。

次に、町の街灯についてのお尋ねであります。

1点目の町の街灯、防犯灯の状況についてであります。

町で管理している街灯及び防犯灯には、町道の道路照明や公共施設敷地内の照明、駐車場

照明なども含まれておりますが、総数では令和3年9月1日時点でソーラー街路灯29基を含めると合計1,241基が設置されており、そのうちLED街灯は約76%の942基となっております。

整備状況についてでございますが、平成22年度に環境省で地球温暖化対策と地域雇用創設のために創設されました地域グリーンニューディール基金事業を活用し、305基の水銀灯をLED街灯に切り替えております。

平成26年度には、環境省のソーラー街路灯導入事業を活用し、非常時の電源としても使用可能なソーラーLED街路灯を災害時の避難所として指定している町内17か所の施設に合計29基設置しております。

これに関連して、町では温暖化対策として、平成25年度から平成29年度までの5か年にわたって街灯LED化事業を行い、525基の水銀灯をLED街灯に切り替えております。

一方、自治会の方などから照明がつかなくなった旨の連絡を受けたときは、随時街灯及び防犯灯の電球や灯具等の交換の修繕を行っております。修繕対応の数は、令和元年度19基、令和2年度は20基となっております。さらに、新規に設置した防犯灯は、令和元年度4基、令和2年度2基となっております。

2点目の自治会からの要望状況と3点目の要望に対する実施状況についてであります。

過去3年間の街灯に関する新設や移設の要望と実施状況でございますが、平成30年度は5件の要望に対して3件、令和元年度は要望5件に対して4件、令和2年度は要望11件に対して7件の実施となっております。

なお、令和2年度に実施できなかったところにつきましては、順次対応しているところでございますが、自治会要望が届いた際には、夜間に現場における暗がりの状況などを複数の職員で確認した上で、対応の可否や優先順位を判断するようにしております。

これからも犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、街灯及び防犯灯の新規設置や移設または撤去につきましても、自治会の方々と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、奨学金の返還支援についてのお尋ねであります。

1点目の小坂町の奨学金返還助成制度の利用状況はどれくらいかについてであります。

町では、町内に定住する若者の経済的負担を軽減するため、奨学金返還金に対して補助金を交付する制度を運用しております。小坂町奨学資金、菅原ヤエ奨学資金の年度分の償還額に対して3分の1の額を翌年度に補助しております。令和2年度は6名から申請があり33万円を補助しております。

2点目の拡充された支援制度の活用についてであります。

国では、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組について、より一層の運用を図るため、市町村が実施する奨学金返還支援制度について特別交付税措置の範囲を市町村負担額の10分の10とすることや対象経費の拡充など見直しを行っております。

国の制度では、対象者の要件に居住期間を定めることとしておりますが、当町では町内事業所の職種などが限定され、町外に就職先を求め、やむを得ず転居する例もあるため、一定の居住期間を補助要件として求めずに運用しております。そのため拡充された特別交付税措置等の活用はしていません。

しかしながら当町の支援制度は、若者の定住促進に加え、経済的負担軽減の側面も有している事業であり、住所要件や就職先を町内企業に限定せず、対象者にとっては国の制度より有利な条件で運用をしております。

また、秋田県の奨学金返還助成制度も要件を満たせば利用できますので、あわせて周知していきたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

小坂町の奨学金返還支援制度のことについてですが、これは再質問ではなくて私の意見と、これからそうしてほしいという要望も兼ねましてお話をさせていただきます。

町の独自の奨学金返還制度も小坂町に住む方にとって利用しやすいように、状況に合わせたものと今のお話を聞いて理解いたしました。県の制度も併せて利用できるということから、ニーズに合ったありがたい制度だと思います。

また、特にこのコロナ禍においては、我が町でも利用できる制度があれば積極的に上手に

使って安心して仕事や暮らしができ、返済も負担がかからないよう若者を支えていくことが重要なことだと思います。

このことについて、これからまた若者の力が本当にこのこれからの小坂町を豊かにしていけるというものと私も感じております。未来を担う若者たちに安心した支援を今後も続けていってほしいと思います。奨学金を企業が肩代わりできる制度も、企業も従業員にもメリットのあるお話ですので、地元企業にいち早く情報を提供しながら、さらなる支援ができることを町内の皆様に認識していただきたいと思います。

1 番目の質問についてはこれで終わります。

2 番目の街灯についての再質問をさせていただきます。

街灯の数は各自治体で決められているのですか、また、街灯の数を増やすということとはできないのですか、お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 町の方針としましては、住宅等が増えたことにより防犯上、必要と判断した場合に、街灯及び防犯灯を新規に設置するようにしております。

○議長（目時重雄君） 3 番。

○3 番（本田佳子君） ありがとうございます。

住宅が増えたらつけるということであれば、逆に住宅がなくなって光が少なくなった場所で不便を感じているところは増やしていただけるということではできないのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） そういうところもございますが、町内の全体の状況を確認して判断してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3 番。

○3 番（本田佳子君） ありがとうございます。

先ほどの質問で、それこそ住宅が増えないと街灯も増やされないという、基本的にはそういうことでよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 町内の全体の状況を把握しながら、防犯上必要と判断した場合には設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3 番。

○3 番（本田佳子君） 同じような質問になって大変失礼いたしました。

状況は分かりましたが、できるだけ要望されたところには街灯を設置していただきたいと
思います。

続いて、通学路において、部活動や習い事など、帰りが遅くなって暗い道を帰る学童や学
生のために必要などころには優先して設置していただくことが必要と考えますけれども、か
なり前から自転車通学の学生が暗い国道を通過して、何度か危ない目に遭いながらも帰宅して
おりました。

先ほど秋元議員もおっしゃっておられましたけれども、交通安全上やっぱり危険だという
ことで、特に今現在、荒谷地区の国道282号線の拡幅工事を行っております。造っている今、
歩道にも防犯、事故防止のための街灯をぜひ設置していただきたいと思っておりますけれども、そ
のお考えをお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） あの事業を行っているのは鹿角地方、県の事業で行って
おりますが、県に確認したところ、道路の新設等で道路灯が必要な箇所としては、交差点、それと見
通しの悪いカーブの付近、それと橋のたもとのみに限るという返答をいただいております
ので、道路の事業としては道路灯は設置できないというような返答はいただいております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） それでは、県ではできないということであれば、町としてはどうい
うふうに対応できますか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 要望があれば町のほうとして、建設のほうの道路照明だけではな
くて、町民生活班のほうの防犯灯も含めてちょっと現場を確認しながら検討していきたいと
思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、危ない危険な場所がありますので、設
置をお願いしたいと思います。

そちら、小坂側だけではなくて、本当は鹿角側のほうも一緒にやっていただければありが
たいと思っておりますけれども、振興局との連携を取るということは可能ですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 市と町の境を走る国道ですので、主に利用されている方、もしか
したら小坂町の町民かとは思いますが、県を含めて、市と協議しながら、協議してい

きたいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、連携を取りながらお話を進めてほしいと思います。

続いて、もう一つ再質問ですが、今の街灯について予算がつかないというお話もよくお伺いしますが、いつも決算のときに今まで不用額とかが出るので、その不用額を出すよりも町の予算を有効に使って町民の要望する街灯に使うことなどはできないのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 不用額が生じておりますが、街灯整備につきましては、現地を確認いたしまして必要としたところには設置しておりますが、それ以外は保留とさせていただいておりますので、不用額が生じております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 分かりました。できるだけ町民の要望に応じていただけるようお願いいたします。

小坂町には、高齢者また児童生徒、自転車通いの学生、夜を散歩する方など一定数おります。防犯や災害時における避難やまた交通事故の防止、通学帰宅の安全確保、害獣被害の防止などを考えたときになくってはならないものと考えます。

できるだけ早期の対応ができるよう、どうか前向きにご検討いただき、安全で安心な小坂町を確立していただいて、若い世代にも経済支援で安心して生活できるようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

◇ 熊 谷 聰 君

○議長（目時重雄君） 次に、10番、熊谷聰君の登壇を求めます。

〔10番 熊谷 聰君登壇〕

○10番（熊谷 聰君） 10番、熊谷聰、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

東京2020オリンピックが無事に終了し、パラリンピックが開催されました。多くのメダルを獲得する選手たちを見ていると、コロナ禍で1年延期にはなりましたが国民には多くの夢と希望を与えた夏になったのではないのでしょうか。隣の鹿角市、大館市では聖火が走り、身近に感じたオリンピックに思います。

さて、2018年の食品衛生法の改正、東京2020オリンピックの開催という2つの出来事がHACCP義務化のきっかけなのです。

HACCPとは、ハザード・アナリシス・クリティカル・コントロール・ポイントの5つの単語の頭文字に由来しており、ハザードは危害、アナリシスは分析、クリティカルは重要、コントロールは管理、ポイントは点を表しており、衛生管理の手法のことです。

時代が移り変わるにつれて私たちを取り巻く環境も大きく変わってきており、それに付随する形で食の安全も求められるようになってきました。

高齢者や共働き世帯の増加により、そのまま食べられる食品の需要が増え、加熱などの調理、殺菌工程を踏まずに消費されることから、安全であることが大前提です。このように安全性が求められる食品を全数検品せずに世の中に提供するシステムがHACCPなのです。HACCP義務化の対象となる職種は、食品を提供する全ての事業者です。給食などの大量調理施設や食品製造業だけでなく、町の飲食店や食品小売業も対象になります。

HACCPの義務化については、法律の公布日である平成30年6月13日から起算して2年以内に施行することとされていますが、施行後さらに1年間の経過措置期間を設けており、結果として3年間程度の準備期間が設けられています。

そこで、お聞きいたします。

今現在の町内でのHACCPの取組実績と普及活動とコロナ禍における今後の対策などをお聞かせください。また、今後、義務化に当たり罰則などはあるものかお聞かせいただければありがたいです。

次に、水田リノベーション事業についてお尋ねいたします。

1970年から2017年度までおおよそ50年近くにわたり実施された減反政策が2018年度に廃止され、早いもので4年がたちました。国は主食用米から飼料用米、高収益作物への作付転換、コスト削減による機械導入など、様々な施策を打ち出してきました。

近年では、コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が減少し、主食用米が余るのではないかと懸念される声も聞かれています。

そのような中で、米の輸出をはじめ、加工用米や野菜、新たな需要に対するためには、産

地と技術者の結びつきを強化していかなくてはなりません。水田リノベーションプランは新市場開拓米や加工用米、高収益作物、麦・大豆について新たな需要拡大のために必要な取組内容、目標計画とあります。

そこで、お聞きいたします。

小坂町の農産物における輸出実績とこれからの目標等がありましたら、お聞かせください。また、GFP、農林水産物・食品輸出プロジェクトやKKP、コメ海外市場拡大戦略プロジェクトに参加している団体は町内にあるのかもお聞かせください。

町長答弁の後、再質問させていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、10番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 10番、熊谷聴議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、食品の安全性を確保するための衛生管理手法、HACCPについてのお尋ねであります。

農林水産省では、食料の一次産業から最終消費までの流れであるフードチェーンにおいて、その各段階における業種横断的課題であります食品安全、信頼確保、品質管理、コンプライアンス、つまり法令遵守及び社会倫理に適合した行動などの企業行動の適正化や取組の促進及びこれらに関連する標準化の取組を推進しております。

ご存じのとおり、HACCPとは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムのことで、平成30年6月13日に改正食品衛生法が公布され、HACCPに沿った衛生管理をすることが令和3年6月に義務化されております。

食料や食品の生産者などがHACCPに沿った衛生管理を徹底することにより、これまでの品質管理の手法である最終製品の抜き取り検査に比べ、より効果的に問題ある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となると言われておりますし、HACCPに対応した認証を取得することで、衛生管理のレベル向上や製品の安全性を消費者や取引先にアピールできるメリットも指摘されております。

さて、HACCPの町での普及状況とコロナ禍における今後の対策についてでございます。
令和3年8月末時点で、小坂町内におきましてはHACCP認証施設はございませんが、

秋田県内では156の施設がH A C C Pの認証を取得した秋田県食品自主的衛生管理認証施設となっております。

なお、令和3年6月にH A C C Pへの対応が義務化されたものの対応できていないことによる罰則はございませんが、町としても農産物加工事業者等の方々に衛生管理の向上や売上げ増加につながるよう、H A C C Pに沿った衛生管理やその認証制度の活用について周知していきたいと考えております。

次に、水田リノベーションについてのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が減少する中、水田農業を活性化させていくためには、コロナ禍でも堅調なコメ輸出をはじめ、加工用米や野菜などにおいて今後も成長が見込まれる新需要に対応していくことが必要です。

こうした国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた実需者ニーズに応じた米や高収益作物等の生産及び需要のさらなる創出・拡大に向けた加工品の製造を推進していくことが重要であることは、議員ご指摘のとおりかと思えます。

そのため、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へとリノベーションするべく、新市場用開拓用米や加工用米、野菜等の高収益作物、麦・大豆について、産地と実需者が連携した実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組が求められております。

お尋ねの水田を活用した小坂町の農産物における輸出実績とこれからの目標についてですが、小坂町では輸出用米を栽培している法人及び個人はなく、現段階では目標の設定もございません。

しかし、鹿角地域の場合、輸出用米もしくは輸出用の高収益作物を栽培している法人、個人がありますので、町内で水田を活用した農産物の輸出に取り組む意欲のある町内の個人、団体に対しましては、水田リノベーション事業の取組の可能性について協議をしてまいりたいと考えております。

関連して、G F P、農林水産物・食品輸出プロジェクトやK K P、コメ海外市場拡大戦略プロジェクトに加入している町内団体についてであります。

G F P、農林水産物・食品輸出プロジェクトとは、農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図るためのもので、登録した事業者を対象に輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する輸出診断や

各種サービス事業を行っております。

全国の登録事業者数は5,115事業者ですが、町内の登録事業者数は公表されておらず、正確に把握しておりませんが、2事業者ほどあると伺っております。輸出情報を収集する上では優良な事業ですので周知してまいりたいと考えております。

次に、KKP、コメ海外市場拡大戦略プロジェクトとは、コメやコメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地を支援する事業です。現在、県内で産地として参加している団体は16団体、事業者として参加している団体は1団体ありますが、町内で参加している団体はございません。

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて事業の取組強化を図るとしてありますが、水田農業を活性化させていくためには、輸出事業に限らずその地域に合った施策について考えていくことが重要ですので、今後とも生産者の声を聞きながら水田農業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、10番、熊谷聴議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（熊谷 聴君） HACCPについて再質問させていただきます。再質問というよりも私のお願いということでもあります。

HACCPは義務化されたものでありますが、小坂町において観光客が多く来られます。そこで、HACCPという取組に町、保健所の指導で取り組んでいただければ、町のスキルアップにつながるのではないのでしょうかと思う次第であります。HACCPについては、これで終わりたいと思います。

水田リノベーション事業について、再質問をさせていただきます。

水田リノベーション事業、また、みどりの食料システム戦略の中で、市町村に2050年までの事業計画とありますが、小坂町では事業計画、または目標があればお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 農業を取り巻く環境は、稲作中心により米価の低迷のため、農業所得の伸び悩みや農業者の高齢化、担い手不足による農家戸数の減少が続き、農地の維持すら困難な状況になっているところです。

当町は稲作を中心とする個人小規模農家が多数で、農地の集積・集約が進まず、担い手も不足しています。農地を守ることは、自然環境や水資源の確保、各種自然災害から国土を守る

ることにもつながりますが、後継者不足や高齢化の加速によって農地の保全や集約化が課題となっています。

今後は、稲作中心の農業からより一層機械化を図りながら、多様な農産物の生産の取り組み、自給力を高めるとともに畑作振興センターや小坂七滝ワイナリーを活用し、新たな作物の産地化やグリーンツーリズムを進め、特徴ある農産物や付加価値の見込める農産物の生産振興を図るなど、農業の持続的発展につながるような総合的な取組が求められております。

現在、町の目標ということでは、総合計画にのっとり目標になってございまして、議員おっしゃられた50年度というところではちょっと目標の設定はございませんけれども、総合計画及び過疎地域持続的発展計画によって、農業産出額全体につきましては、令和2年度、24.4億円の現状値から、令和7年度の26億円となっております。

ただ、この数値は畜産も含めた数字になってございまして、耕種、つまり田、畑につきましては、令和7年度で5億円の目標値となっているところでございます。

畑作の振興としては、畑作振興センター整備と馬鈴薯、大豆等の作目を製品化する生産体制の整備を図ったところでございますので、馬鈴薯につきましては、これは総合計画等にまだ目標値は載ってございませんけれども、収穫機基準では大体13ヘクタールはまず現在可能となっております。それ以上、まずは目標としたいところですが、13ヘクタール程度の収穫を当面の目標、今後は馬鈴薯の産地化に向けて生産拡大の方策や販売先の確保を確立して、生産農家の育成と、これは議員からもご指摘がございまして、法人化による受託団体の設立を図ってまいりたいと考えております。

あと、ワインの増産につきましては、ブドウ栽培の拡大を図り、これも総合計画等では令和7年度の目標値としては、小坂町産ワイン・ジュースの出荷本数3万本を目標としておるところでございますけれども、将来的には課の中では10万本、1億円産業を目指して、地域おこし協力隊制度や国の新規就農制度と連携した担い手育成を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、その後の町の農業生産目標についても、認定農業者や個人の小規模農家の声を聞きながら、施策を講じて目標設定をしてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（熊谷 聰君） ありがとうございます。ぜひ、持続可能な小坂町の地域農業に取り組んで邁進して、小坂町も邁進して頑張っていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたしたいと思います。

なお、次の本会議は9月10日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、3時15分から各常任委員会を行いたいと思います。総務福祉常任委員会はこの場で、産業教育常任委員会は議員室となります。よろしく申し上げます。

散会 午後 3時07分